

○令和7年12月15日(月)

開議 午前10時00分

閉会 午後 4時30分

○出席委員(15名)

委 員 長	高 花 えいこ	委 員 長	植 木 だいすけ
副 委 員 長	沼 崎 雅 之	委 員 長	駒 木 おさみ
委 員 員	いしかわ まさき	委 員 員	たけいし よういち
委 員 員	横 山 啓 一	委 員 員	まじま 隆 英
委 員 員	笠 井 まなみ	委 員 員	高 橋 紀 博
委 員 員	あ べ な お	委 員 員	塩 尻 英 明
委 員 員	江 川 あ や	委 員 員	石 川 厚 子
委 員 員	上 野 和 幸		

○出席議員(2名)

議 長	福 居 秀 雄	副 議 長	品 田 ときえ
-----	---------	-------	---------

○説明員

副 市 長	菅 野 直 行	子 育 て 支 援 部 長	向 井 泰 子
総 合 政 策 部 長	熊 谷 好 規	子 育 て 支 援 部 こども 保 育 課 長	熊 谷 修
総 合 政 策 部 次 長	小 澤 直 樹	環 境 部 長	太 田 誠 二
行 財 政 改 革 推 進 部 長	浅 利 豪	消 防 部 長	河 端 勝 彦
行 財 政 改 革 推 進 部 行 政 改 革 課 長	梶 山 朋 宏	教 育 部 長	和 田 英 邦
女性 活 躍 推 進 部 長	片 岡 晃 恵	学 校 教 育 部 長	坂 本 考 生
総 務 部 長	土 岐 尚 義	学 校 教 育 部 学 校 保 健 課 長	池 田 満 則
市 民 生 活 部 長	樽 井 里 美	社 会 教 育 部 長	田 村 司
市 民 生 活 部 市 民 課 長	齊 藤 淳 起	社 会 教 育 部 次 長	岩 崎 功
福 祉 保 險 部 長	川 邊 仁	水 道 事 業 管 理 者	佐 藤 幸 輝
福 祉 保 險 部 保 險 制 度 担 当 部 長	高 田 敏 和	上 下 水 道 部 長	幾 原 春 実
福 祉 保 險 部 長 寿 社 会 課 長	宮 川 浩 一		

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稻 田 俊 幸	議 事 調 査 課 書 記	高 橋 理 恵
議 会 事 務 局 次 長	林 上 敦 裕	議 事 調 査 課 書 記	朝 倉 あ ゆ み
議 事 調 査 課 主 査	信 濃 孝 美	議 事 調 査 課 書 記	桐 山 未 悠
議 事 調 査 課 主 査	岡 本 諭 志		

○高花委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、前回に引き続き、議案第2号ないし議案第39号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上38件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○塩尻委員 おはようございます。

時間もあまりありませんので、早速、質疑のほうに入りたいと思うんですが、まず初めに、2款3項1目ということで、市民課DX推進費に入るんですけど、今回の補正の中で、目玉といいますか、機構改革ということで、少し前につくっては今回なくなったりとかというところで、不安なところもあるんですけども、機構改革自体は私としては進めるべきだとは思っております。

前回の選挙のときに、旭川大学で討論会のようなことをしたところで、たしか、相談の受付、相談窓口とか、そういったところで、たらい回しとか、つながらないとか、そういった件に関してだったかと思うんですけども、それはどうやれば改善できるかというところで、一回、全部壊してつくり直したほうがいいんじゃないかということで話しました。ちょっと極端な言い方ですけども、それぐらいの考え方でやらないと、今の、こういった、たくさん業務が広がっていることは改善できないんじゃないかというふうに感じております。

今回、多数の議員さんも質疑されておりますし、担当部署もお忙しそうでありますので、個別のやり取りはしますけども、今回、質疑しないながら、ちょっと一言だけ、意見として片隅に置いておいていただきたいなというのが、副市長もいらっしゃいますし、ありますて、せっかく組織の形に手を入れるわけでありますので、ぜひ、部とか課だけの改革だけじゃなくて、やはり、いろんなところで、先ほども申し上げた、つながらないとか、たらい回しとか、そういったことも起きていますので、そういったことが起きないように、毛細血管のように隅まで届くような改革についていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ということで、今回、システム改修費ということで補正のほうが計上されております。

毎度毎度、補正のたびに、予算が組まれるたびにシステム改修費という項目がたくさんありますて、本当に、無駄とは言わないにしても、どれだけシステムが乱立しているのかなというところで正直うんざりしているところもあるのですけども、まずは補正の概要について伺いたいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 今回の補正の概要ですが、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の改正に伴い、現在進めている戸籍の記載事項として氏名の振り仮名を追加する業務のうち、これを住民票等に記載するため、住民基本台帳システムの改修を行うものであり、補正額は1千683万円となっております。

○塩尻委員 振り仮名を振るということで、令和6年第1回定例会のところからの補正のスタートだったかなと思うんですけども、これまでどのようなものがあったのか、伺いたいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 令和6年度からのマイナンバー法等の改正に伴う戸籍情報システムや戸籍附票システム等の改修としましては、戸籍に振り仮名を記載できるようにする戸籍情報システム改修業務、戸籍付票に振り仮名を記載できるようする戸籍附票システム改修業務、住民基本台帳システム等で振り仮名情報等を扱う機能を追加する振り仮名法制化改正対応業務、仮の振り仮名を出力するための振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修業務、一括で戸籍に振り仮名を記載できるようする振り仮名の市町村記録に係る戸籍情報システム改修業務に、今回補正する住民基本台帳システム改修業務と合わせて6件でございます。

○塩尻委員 今、御答弁をいただきましたけども、これまで、振り仮名の追加業務でかかってきた費用というのがどれぐらいなのかということと、今回のシステム改修の内容について伺いたいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 先ほど答弁いたしました令和6年度及び令和7年度に実施しております戸籍情報システムの改修や今回の補正分を含む6つのシステム改修として計5千175万5千円、令和7年度に実施しております対象者への通知書送付を含めた戸籍振り仮名の通知に係る費用並びに戸籍振り仮名事業に係る会計年度任用職員人件費及び事務費として計3千713万1千円となっており、これまでの費用の合計といたしましては8千888万6千円であり、原則、国費で対応しております。

また、今回のシステム改修につきましては、戸籍に記載された振り仮名を一括で住民基本台帳システムに取り込み、住民票等に振り仮名を記載するための改修となっております。

○塩尻委員 原則、国費でということでありますけども、その辺は後でまたお聞きしますが、先日、子育て支援部の方といろいろとやり取りさせていただいたんですけども、最近、議論されている3歳児未満の保育料の、無償化する、しないの話で、市としても財源が必要になるので、4.2億円ほどでしたか、必要だからなかなか難しいということでありまして、ただ、確かに、無償化しようと思ったらそれだけの費用がかかるから難しいというのは分かるんですけども、結局、そこにまたシステムがあるんですね。所得とか世帯構成とか、いろんな、そういうことを把握した上で対象世帯を把握する、そこにまたシステムがかかっていると。そういうことを把握した上で対象世帯を把握する、そこにまたシステムがかかるから難しいというのは分かるんですけども、結局、一個一個チェックして、対象になるか、ならないかというのを把握しなきゃいけない作業があるから、そこにシステムが必要になってくるんじゃないかなと思いまして、そういうことを把握しなくてよくなってシステムが要らなくなったら、大分費用を削減できるんじゃないですかという話をしましたけども、なかなか、やっぱり、そこ単独だけのシステムを取り除くことというのは難しいので、費用としての削減効果は、算出自体も難しいし、そこまで大きな削減にはならないんじゃないかなということではあったんですけども、結局、子育て支援部の中にもシステムがあって、例えば、介護事業のところにもシステムがあって、本来1個のシステムの中で各部署が抽出して使えるようにすることができれば一番無駄がなくなるのになあというふうに、いろいろやり取りしながら改めて感じたところなんんですけども、ただ、今、標準化に向けて進んでいて、いろんなことを一遍にやって市民サービスが止まっちゃったら一番大変なことになるので、まずは止まらないことを第一として考えているということでもあるので、今は無理にしても、そのあたりも、今後、将来的にはそういう状況にいっていただきたいなと思っております。

また、話は戻りますけども、手続的に、市のほうから確認の案内はがきが届いて、振り仮名が正

しいか間違っているかというのを市のほうに届けるという状況であると思うんですけれども、このやり取りの中で、苦情とかトラブルとか、そういったことはないのか、確認したいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 対象者にお送りした通知書の内容から、日常使用している氏名の漢字との違いや本籍地と現住所の違いについてのお問合せは多くございましたが、振り仮名に関しまして苦情を受けたりトラブルとなったりしたケースは特にございませんでした。

○塩尻委員 何らかの形で、いろいろな、これまでの市が保有している情報を基に振り仮名を振っていく形になって、それを郵送しているというところかと思うんですけども、特定できない振り仮名というのがあったのか、確認したいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 平成14年以前に国外に転出された方につきましては、全国住民基本台帳ネットワークシステム上に住民記録情報がなく、仮の振り仮名が未収集のため、特定できない振り仮名がございました。

なお、特定できない場合は、国外から転入手続の際に氏名の振り仮名の届出の勧奨を行っております。

○塩尻委員 海外に昔からずっと住まわれている方ということで、例えば、海外で仕事をしながらも、定年といいますか、現役をリタイアして、あとは老後を日本で暮らそうという方もいらっしゃるかなと思うんですけれども、そういった方は転入手続の際にということで、今のこのシステムの中ではそのままでいいと思うんですけど、また、例えば、10年後とかにいろんなことが変わったときに、こういう方が対応方法が変わったことで取り残されるということがないように注意していただきたいなというふうに思っております。

次に、先ほども御答弁をいただいた、全額、原則としては国費ということではありますけども、これまで、国費で補えなかつたといいますか、自腹を切っている、市独自の財源を使っちゃっているということはなかつたのか、確認したいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 先ほど、原則、国費で対応と答弁いたしましたが、対象者への通知書送付におきまして、郵送方法の一部をはがきから封書に変更したことによりまして、封書については補助対象外となる見込みであり、2万5千315円が市からの持ち出しどなる可能性がございます。

○塩尻委員 これまで、様々な事業で、国費でいろいろとやってくださいよということで国のほうからいろいろ指示とか通達、そういうこともありますけども、結局、これまで地方自治体で負担しているじゃないかということで、一番不満に思っているのは皆さんだとは思うんですけども、そういったことも、やっぱり、ちりも積もれば山となるじゃないんですけども、様々な負担が皆さんにのしかかってきてしまっているところでありますし、そういったところの負担というのは市民に対する負担にもなりますので、そういったことで、ぜひ、国のほうにも、そういうところまでしっかり面倒見てくれよということで意見を言っていただければなというふうに思います。

今後、まだまだ、この事業自体は、様々、形も変わって、次の段階、次の段階というふうになつていかなければいけないのだとは思うんですけども、今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 今後のスケジュールについてですが、今回のシステム改修は、令和8年5月26日までに終了する必要があることから、令和8年1月に委託契約を締結し、3月末まで

に改修を終える予定となっております。また、振り仮名追加業務全般ですが、令和8年5月26日以後に、順次、戸籍に振り仮名が記載され、それが住民票に、順次、記載される流れとなっております。

全ての方の戸籍及び住民票に氏名の振り仮名の記載が終了するまでには一定の期間を要することが想定されるところでございますので、今後、国から示される各業務スケジュールに沿って業務に対応してまいりたいと思います。

○塩尻委員 今回の補正自体は、今やっている事業自体は新たに行う追加作業みたいなところですので、システム改修が必要というのは仕方ないかなとは思うんですけども、まさに、今、全国の全自治体がこれにお金を使わなきやいけなくなっているということで、まさにベンダーロックイン状態なのかなというふうに思いまして、本当に幾らお金を使っているんだという感じなんですよね。

これまでも、ITだとかAIだとか、いろいろ、時代が変わっていますけれども、先日、これまでグレーゾーンと言われていた地方自治体が保有するソフトウェアなどのプログラム、こういったものの著作物、これをオープンソース化することについて、総務省の見解として、これは法的に問題ないということで発言されました。これによって、結局、各自治体がばらばらで使っていて、自分たちの情報を外に出せなかった、出したらまずいかもしないから出せなかったというのが、出せるようになってくることになります。

なので、ただただ、じゃ、どこのソフトウェア、オープンソースを使うんだということにもなりますけども、これまでとがらっと変わったようなシステム構築とか、そういったこともできるようになってくると思いますので、今回は振り仮名の件なので全部ということじゃないんですけども、全体的に見ていろいろと変わっていくかと思いますので、できる限りこういったところから、無駄なシステムがないようなスリムな構築をできるように取り組んでいただきたいなということを申し上げて、この項目については終わりたいと思います。

次に、3款3項2目の地域自立生活支援等事業費についてですけども、成年後見制度の関係ですね。こちらに関して、まずは、今回の補正の理由と補正財源の内訳についてお答えいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 地域自立生活支援等事業費のうち、成年後見制度の申立てが困難な場合の市長申立てや、成年後見人への報酬支払いが困難な場合の助成を事業内容とする成年後見制度利用支援事業について、報酬に係る助成の件数が当初見込みの125件に対して170件程度に増加することが見込まれますことから、所要の額を補正しようとするものでございます。

補正額は1千183万2千円で、財源は国庫支出金455万5千円、道支出金227万8千円、一般会計からの繰入金277万8千円、介護給付費準備基金からの繰入金272万1千円となっております。

○塩尻委員 先日の質疑と重なるところはあったかと思うんですけども、次に進めていきたいなと思いますが、国による財政措置の内容について伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業は、地域支援事業交付金のメニューの一つである成年後見制度利用支援事業を活用しております。

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ることを目的としており、実施主体は市町村で、負担割合は、国100分の38.5、都道府県100分の19.

25、市町村100分の19. 25、第1号被保険者保険料100分の23となっております。

○塩尻委員 国の成年後見制度利用支援事業を活用していて、本市と同様に、成年後見人への報酬支払い、この助成を実施している市町村というのはどれくらいあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度の実績で申しますと、1千637市町村で実施をされており、全市町村に占める割合は94%となっております。

○塩尻委員 94%ということで、かなり高い割合となっていて、逆に、6%のところは特にそういう要望が出ていないのか、どうなんだろうなというふうには思います。

全国的に実施されている事業ということでありますけれども、ほかの都市でも、本市と同様に報酬の支払いの助成件数、これは増加しているのかどうかというところを、把握しているものがあれば結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 札幌市と函館市の状況についてお答えをいたします。

助成対象者の収入要件等が異なるため、本市の件数との比較は困難ですが、まず、札幌市は、令和4年度151件、令和5年度203件、令和6年度248件、次に、函館市は、令和4年度74件、令和5年度87件、令和6年度100件となっており、いずれも増加傾向にございます。

○塩尻委員 札幌も函館も増加傾向にあるということで、全国的にそういう形になっているのかなとは思うんですけども、ただ、本市として、旭川の当初見込みと比較すると1.5倍ということで、すごく増加率が高い状況ということで、私も以前から成年後見制度はいろいろ質疑させていたく中で、それだけ割合が増える、利用者数、件数が増えるということは、それだけ困っている人も多いんだけども、それに手を差し伸べられているということでもあるのかなというふうには思います。

ただ、反面、私も議員になる前に自分で感じたことで、必ずしもこの制度を利用されている方、利用者が、自分の不利益を生じていないかとなると、現場になると、場合によっては、本当にこの後見人の方でいいのかなという方もいらっしゃって、その場合、やっぱり、利用者に不利益が生じているというところで、現場でどうなるかというのを皆さんがどうこうできるところではないかとは思うんですけども、ただ、そういったこともできる限りなくさなきやいけないと思いますので、そういったことにも目を配りながら進めていただきたいなというふうに思っております。

そのあたりはまた別な点なので、今回はちょっと違った視点でお聞きしていきたいなと思うんですけども、今回は補正額も大きくて、今後、介護保険料への影響、こういったところがとても気になるところでもあります。

そもそも、成年後見制度利用支援事業、これについて、第9期介護保険事業計画、この中ではどのように掲載されているのか、伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業は、第9期計画において、基本目標2、高齢者と家族が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられる支援体制の深化に位置づけており、権利擁護の推進として利用支援を推進する旨を掲載しております。

あわせて、期間内の報酬助成件数の見込み数について、高齢者に関して、令和6年度から8年度の各年度において100件としております。

○塩尻委員 令和7年度の見込みについて、計画上は100件である中で170件ということで、増加していることになるのですけども、今後、第1号被保険者保険料への影響というのはどのようになるのか、お答えいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 今回の補正予算案につきましては、第1号被保険者保険料により充当する部分を介護給付費準備基金からの繰入金で対応することとしており、第9期計画の期間内における介護保険料への影響は生じないところであります。

○塩尻委員 次に、令和9年度以降、第10期計画の期間内について、保険料の影響をどのように見込まれているのかということについて伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 成年後見制度利用支援事業の助成件数につきましては、高齢化の進行による認知症有病率の高まりなどが想定されますことから、増加を見込んでおります。同時に、65歳以上人口数の減少と75歳以上の後期高齢者人口数の増加が生じているため、成年後見制度利用支援事業の助成件数の増加は、第1号被保険者保険料を上昇させる方向に影響するものと考えております。

○塩尻委員 全国的に2040年問題と総称されているということで、同時期に高齢者人口数がピークを迎えて、全人口の35%を占めると予想されております。少子高齢化と労働人口数の減少によって、今後、社会保障費、これの増大とか労働力不足、医療・介護体制の維持困難とか、いろいろと多岐にわたる影響がこれから生じてくる、そういう状況になるかと思います。

本市の高齢化率、既に35%を超えておりまして、言わば2040年問題を先取りしているという状況で、様々な課題が生じているところかと思います。成年後見制度利用支援事業、この助成件数の急増のような形で顕在化していると考えるところであります。

今後、第10期計画の策定作業、これが本格化するかと思うんですが、今後どのように取り組まれるのか、そういうところをお示しいただいて、この項目については終わりたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 第10期の旭川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、現在、策定に向けて各種アンケート調査を実施しているところであります。今後、それらの内容も参考としながら計画の骨子等を検討することとしてございます。

少子高齢化の進行等、人口動態についてはある程度予測可能な部分もありますが、高齢者の日常生活や市民全体にどのように影響が生じるのかということについては、この成年後見制度利用支援事業の助成件数の急増にあるような様々な状況の変化を注視しながら、今後、より丁寧に見極めていくことが必要であると認識しております。

そのため、各種アンケート調査の結果等についても、市民委員会や民生委員・児童委員、介護事業者などと幅広く意見交換を行いまして、データで見えてこない部分も含めて実態の把握と今後の影響の整理に努めるとともに、計画の施策や個別事業の検討に当たっては、3年間の計画期間において効果が期待できる取組のほか、これまで以上に中長期的な視点を意識し、高齢化が進行する中でも安心して日常生活を過ごせる環境づくりに資する取組を検討してまいります。

○塩尻委員 ここは難しいところで、たくさん利用者を増やすための促進というのも必要ですけど、それだけ困っている人もいて、支援することはできるけども、費用もかかってくるということで、難しい問題かと思いますけども、ぜひ、とにかく困っている方に手を差し伸べるということをどんどん進めていただければと思います。

最後、3項目めで最後なんですけども、給食施設整備費、こちらについて伺っていきたいと思います。

ちょっと重複するところはありますけども、流れで必要なところだけはお聞きしていきたいと思っております。

学校給食に関しては、先に申し上げますと、意外と、給食センターとか自校で給食を調理していないところは、給食が冷たく感じたりとか、おいしくないとか、そういう意見が出てくるのかなと思ったら、自分の子どもの場合は、小学校が自分の学校で調理していて、中学校に入ったら自校で調理していくなくて受け取る側になっているんですけども、受配校になっているんですけども、何か、中学校に上がったほうが給食が温かくておいしいと。逆に、保温能力が高い食器とか、そういうもので運ばれてくるので、そっちのほうが温かいという、うちの子どもの話ではそういうところだったので、そういう話とか、今までいろいろ聞きますけれども、そういう話を聞くまでは結構マイナスイメージというのもありましたけど、大分、現場では違うのかなというふうに感じたところです。

今回、この事業は共同調理所化するという形なんですけども、まずは事業の概要について伺っていきたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 学校給食調理所においては、人員不足や施設、設備の老朽化等の課題がある中、持続的かつ安定的な給食提供体制の構築に向け、現在、それぞれ単独調理所となっている愛宕東小学校と愛宕小学校を令和8年度から親子給食とし、愛宕東小学校を調理校、愛宕小学校を受配校とするものでございます。

○塩尻委員 では、この費用の内訳についても伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 調理校で調理した給食を受配校に配送する際の食缶やバットなど消耗印刷費で103万円、電源配線工事とシンク移設による修繕費で91万2千円、食器消毒保管庫の購入による備品購入費で101万2千円、合計295万4千円となっております。

○塩尻委員 今の2つの学校の指導員と調理員、この人数について、何人ずついらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 令和7年4月1日現在の会計年度任用職員の人数は、愛宕東小学校が調理指導員2名、調理員4名、愛宕小学校が調理指導員2名、調理員3名となっており、共同調理所化後は、愛宕東小学校に調理指導員2名、調理員7名、愛宕小学校に配膳員1名の配置を予定しております。

○塩尻委員 配膳員の方が1名増えていて、調理指導員が数としては2名減っている状況になります。

そういう方は、ほかの調理所のほうに移動する形になるのかどうかということと、結局、そこで望まない地域に異動になる。要は、例えば、私が住んでいるのは永山ですけども、忠和のほうに行っちゃうとか、すごい通勤に時間がかかるっちゃうということが発生する可能性があるのかということについて伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 学校給食調理所の職員配置については、それぞれの調理所の状況や職員の意向等を踏まえながら、業務が円滑かつ安定的に進むよう、毎年度、全市的な調整を行っており、今回の共同調理所化により減員となる2名の調理指導員についても同様の対応となります

ことから、必ずしも希望どおりの配置とはならない可能性もございます。

○塩尻委員 一応、考慮はしていただけるということでありますけども、場合によっては、やはり希望どおりの配置とはならないということでありますけども、なるべくうまく調整していただけて、できる限り希望に沿うような配置というのを行っていただきたいなと思います。

続きまして、食数の提供は、先日の委員会でも質疑がありましたけども、過去に実績があるから可能ということでの御答弁でした。

調理所のスペースとか、あと設備ですね。コンロとかの数とか、そういった実績のある学校と比べて同等以上になっている状況になるのかどうかということと、また、人数についても、同等以上でなければ、同等のものはできませんので、そのあたり、比較についてどういう状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 調理校となる愛宕東小学校については、過去に共同調理所の調理校として今回の合計食数以上の調理実績があり、現状の調理所のスペースや調理器具に特段の支障はなく、職員配置についても食数に応じた必要人数を配置する予定としております。

○塩尻委員 大丈夫ということですので、恐らく大丈夫だとは思うんですけども、新庁舎が建ったときに、1階の食堂なんかも、やはり、設備が事足りなくて、調理するのが大変だということでおっしゃっていたこともあります。保温するのにIHを入れて保温したりとか、そういった、やっぱり設備自体で調理器具が不足しているというのは、作業効率とか、そういったことに影響がありますので、問題がないんでしたらいいんですけども、もし何か現場から意見が来たら対応していただければなというふうには思います。

次に、定年退職とかで指導、教育が十分にできていないということもありました。この業務指導担当職員さんの仕事内容について、改めて伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 正職員である業務指導担当職員は、会計年度任用職員である調理指導員や調理員の指導、育成のため、各学校を巡回してスキルアップを図る役割を担っています。

しかしながら、退職による人員不足のため、定期的な巡回指導体制が確保できず、十分な対応が難しくなっている状況にございます。

○塩尻委員 結局、ここでも人手不足ということで、なかなか人員が確保できないということで、いろいろと、本当に確保するための努力が足りているのか、足りていないのかという話も、伺う中では、退職された方にも声をかけて働いてもらってとか、そういうこともされているということではありますけども、やはり、こういったところも、結局、人手が足りないことに対する対応というのもしていかなければいけないのも仕方ないところではあるのかなというふうには思います。

先日の委員会の説明で、小規模校の調理所は、職員配置が少数であるため、感染症等の非常時ににおける業務継続が課題となっており、安定化を考慮した場合、受配校とすることが望ましいということでありました。この内容について、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 小規模校の調理所については、職員の配置人数が少なく、1人でも感染症等で勤務ができなくなると調理業務に支障が生じ、ほかから業務応援が不可欠となるため、そうしたリスクを回避する上で、小規模の調理校を受配校とすることが全市的な調理体制の安定化のためには望ましいと考えているものでございます。

なお、こうした対応を行うに当たりましては、今後的小中学校の適正配置計画に基づく統廃合対

象校の取組の進捗状況を踏まえながら個別に検討していく必要があると考えております。

○塩尻委員 この理由について、それを議事録で見たんですけど、見た瞬間に、何か違和感というか、逆じゃないのかなというふうに感じたんですね。要するに、感染症のリスクとか、そういうもののリスクということであれば、感染症が発生したときに、その影響自体は、職員さんの数が少ないと影響はでかいとは思うんです。ただ、感染症のリスク自体は、小規模校のほうが感染リスクが低いので、この理由が逆になってくるんですよね。なので、発生したときどうするかというのと、発生しないためにはどうするかというか、どこにリスクを置くかというところですけど、圧倒的に小規模校のほうに集めたほうがリスクが低いのかなというふうに感じたんです。

なので、小規模校は将来的に統廃合の対象になる可能性があるので、そういうところじゃないほうに、人数の多いほうに給食調理所を残したいということなのかもしれないんですけども、小規模校に集約するメリットというのもあるのかなと思いますので、今後の計画で、もし可能であればそういうことを考えていただきたいなというふうに思うんです。

最後、今後のスケジュールを聞いて終わろうかと思ったんですけども、先日も質疑に出ていたので、御意見として御指摘させていただいて終わろうかと思いますが、小規模校、今は2つを1つにということでもありますけども、先ほども御答弁をいただいた人手不足というのが今後も続いていくという流れになっていくかと思います。なかなか、2つを1つにすることをずっと続けていくわけにもいかないとも思いますし、そういうことを考えると、将来的には、統廃合の対象で廃校になった学校、これを給食センターのような形で使用するということも場合によってはあり得るのかなというふうに思っています。

そう考えると、統廃合の対象になっている学校に調理所として集約させていくことで、統廃合になった後に、その施設を、確かに老朽化している建物が多いんですけど、場合によっては学校部分を解体して調理所の部分だけ残す改修というのもできますし、あとは、地域の方からとか、いろんな方から学校施設の利用についても意見とかも出ているかと思います。その中で、地域のコミュニティとして学校施設を使える間は何らかの形で使っていくだとか、先日も子育て文教常任委員会の市民と議会の意見交換会で、プレーパークで、いろんな地域で活動するための物品を置く場所で使えないかという意見も出ていたんですけども、こういったところも使うことによって、より一層、地域とのコミュニティを図れる場所にもなるかと思います。

あとは、給食センターを、子どもの居場所といいますか、不登校児童が給食を食べに来るというところも、先日、八王子でしたか、そういったところへ視察に行きましたけど、やはり、子どもが給食を食べに来てくれると少しずつ外に出るようになってくるということもありますので、そんないろんなことを踏まえながら、今後こういった調理所化を進めていただきたいなというふうに御意見を申し上げまして、私の質疑を終えたいと思います。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○たけいし委員 さて、早速ですが、先日来、御議論のこのたびの機構改革、行政改革であります、行革と聞いて一番に思い出されるのは、1996年から98年頃、2000年頃まで続きましたか、橋本龍太郎内閣、自民、社会、新党さきがけの連立政権、自社さ政権が推し進めた橋本行革でありますけれども、これは、主に中央省庁再編と財政構造改革に焦点を当てたものであります。有名なのは、建設省と運輸省と国土庁と北海道開発局が一緒になって国土交通省となつた例のあれも一つでございますけれども、その過程で推進された地方分権改革が、御承知のとおり、地方自治体に対して最も大きく構造的な影響を与えました。それは、地方自治法の抜本的な改正による地方分権の劇的な進展であります。

この改革で、それまで地方自治体がいわゆる国の下請機関として処理していた機関委任事務が全面的に廃止されました。懐かしいですが、この機関委任事務は、知事や市町村長が国の機関としての立場で国の事務を処理する仕組みであります、国による包括的な指揮監督の対象でもありました。地方の裁量が極めて狭くて、国と地方の上下・主従関係のいわゆる中央集権の象徴とされていました。

当時、地方交付税を掌握する自治大臣などは、その絶大な権力から泣く子と自治大臣には勝てないなんて言われました。泣く子と地頭には勝てないというのをもじって、泣く子と自治大臣には勝てないなんて言われましたけれども、この橋本行革では、国の下請業務、機関委任事務が廃止され、地方の自己決定、自己責任が明確な自治事務が拡大し、国による地方への関与は限定され、国と地方は対等、協力の関係に整備された一方で、自治体は、国からの指示待ちからの脱却、自立が求められ、政策形成能力の強化が必須になり、同時に行政コストの削減と効率化が求められ、指定管理者制度やPFIなどの民間活力の活用が加速しました。

また、財政構造改革の要請により、地方自治体には厳しい財政規律も課せられました。そんな中、1997年には地方消費税が導入され、3%から5%に上がったときでありますけれども、地方税収の安定化に寄与します。

また、自治事務の増加に伴い、国に依存せず、専門的な事務を処理できるプロフェッショナルな地方公務員の育成が重要課題となりました。

これは、地方自治から地方分権へ進化させた極めて重要な転換点でしたが、問題は、権限が移譲された一方で、それに十分見合う税財源の移譲がなされなかつたことでありまして、あまりお金をくれないのに事務作業だけ増えて、あの頃から地方自治体は、誤解を恐れず言えば、何だか貧乏さくなつたなという印象を持ちました。

私がなぜ高校の教科書の政治経済や現代社会、日本史Bなどに載っているようなことを延々と申し上げているのかと申せば、このたびの本市の機構改革、これは、四半世紀前から言われて出発していたこの地方分権の歴史の連續性の過程の上にあるものだということを再認識した上で議論しないことには、近視眼的な各論に終始してしまうのではないかと危惧したからであります、今回のこども・女性・若者未来部、既存の3つの部にもう一つの要素を加えて長めの名称になったわけであります、これ、例の橋本行革になぞらえて言えば、この行革の柱の一つ、6本柱がありましたけれども、金融ビッグバン、日本版ビッグバンというのが橋本行革にありましたけれども、御承知のとおり、自由化による金融業界の再編を加速させた改革であります。

ちょっと余談ですが、再来年2027年、三井住友海上火災保険とあいおいニッセイ同和損保が

合併するそうです。新たな社名は、三井住友海上あいおい損害保険となるそうです。これは、こんなに長い社名なのに、なぜ略さないのでしょうか。長い社名なのになぜ略さないのでしょうか。その答えは、チコちゃんなら知っているのかもしれませんけれども、その理由にはこんな説があります。合併後にもともとの社名が消されたときに、顧客から、うちが入っていた保険は名前が残った保険より下だったのかというような不安を持たせないように、全部同列ですよというのを示すためにやっている側面も実はあるのだそうあります。

また、今から10年ほど前の2014年に合併、改名した損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、これも長いですけども、顧客から長過ぎてもう年末調整の欄に書き切れないというようなクレームが多発して、5年後には社名を変更、現社名はSOMPひまわり生命保険と短くなっています。

何を申し上げたいかといいますと、ざれごとになりますけども、名前を省略したからといって創設したときの理念が失われるとは、実は、私はとても思えないのあります。一方で、名は体を表すと言いますから、それは、イメージは大切でしうけれども、ただ、くだんの合併後の保険会社さんは、スケールメリットが出て経営が安定、それぞれが今まで培ってきたノウハウを共有しながら、それぞれの会社の今までのストロングポイントとウイークポイントを相互に補いながら組織ガバナンスを進めているそうです。

マイナスばかりではないのであります。ここら辺の統合・合併レジュメについてはビジネス本的に書店で大量に売っていますから、機会を捉えて皆様もぜひとも御一読ください。自治体テーマの第一法規さん、おなじみでございますけど、そんなのばっかり読んでいても気が休まらないかと思いますので、ぜひとも御一読ください。平積みで置いてあつたりします。

申し遅れました。自民党・市民会議のたけいしよういちであります。

ここまで長い前置き、御清聴、誠にありがとうございました。

少々話しあげましたので、項目は1個に絞ってやらせていただきます。

さて、市制施行100年の節目を超え、自治体間競争時代に打ち勝つ市役所、その競争に勝ち残り、そして生き残る持続可能な自治体を目指すために、これからは都市のブランド化、言わば自治体自体の6次化を推し進め、都市交流、観光、文化、デザインを切れ目なくシームレスに連携させ、都市ブランドの確立、旭川ブランドとして一貫したメッセージを発信し続けることが肝要と考えますが、ここで、改めてお聞きいたします。

このたびの機構改革において、都市交流課を観光スポーツ部に移管し、シティープロモーションの切り口で連携して取り組む観光スポーツ・シティプロモーション部と改称することですが、どのようなことを企図しているのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本市におけるシティープロモーションに關わる取組につきましては、これまで各部局において幅広く行われてきたところでございます。具体的に申しますと、総合政策部におきましては、広報広聴課や都市交流課、東京事務所などで行われてきておりまして、また、地域振興部におきましては、移住、定住の促進ですとか空港路線誘致、行財政改革推進部で申しますと、ふるさと納税であったり、企業版ふるさと納税の取組もシティープロモーションの一環であるというふうに認識しております。また、当然ながら、観光やスポーツを通じましたシティープロモーションも大きい要素になっております。

今回、観光スポーツ部に都市交流課を移管するということで、以前の観光スポーツ交流部と近い

体制になるわけでございますが、改めて、シティープロモーションの観点で有機的に結びつけ、一体的に取り組むことによって、本市の魅力発信に係る姿勢を強く打ち出すとともに、例えば、各種コンベンションやスポーツ大会の誘致、他都市との交流拡大などにつなげていくことを期待しているところでございます。

○たけいし委員 ただいま、各種コンベンションの誘致という御答弁がございました。各種コンベンションの誘致には競争もあるわけでございまして、望むと望まざるとにかかわらず、ほかの自治体との競争なのであります。本市の宣伝力と他市との比較論なのであります。冒頭申し上げました焦点は、都市のブランド化と都市の6次化を一体で推し進めるファン都市の創造であるかと思います。

コンベンション誘致合戦を制する鍵は、ブランド化で都市のユニークさを明確にして、都市の6次化でそのユニークネスを体験できる産業連関的な仕組みとして提供することになります。コンベンション誘致の最終目標は、単に開催数を増やすことではなく、一度訪れた人々が、その都市のファン、旭川ファンとなり、リピーター、投資家、あるいは永住者となるような持続可能な魅力を持つファン都市を創造することにあります。都市の6次化を通じてコンベンションを交流と体験のハブに変えることが、未来の都市間競争に勝ち抜くためのすべてになるであろうと感じています。

そんなことはとっくにお分かりになっていることかと思いますけれども、今回の新部署設置をもって結果にコミットするほかはないのであります。私は、さつきから都市の6次化、都市の6次化と言っておりますけれども、実は、この言葉は私が最近勝手に考案した造語でございまして、ひそかに来年の流行語大賞ノミネートを狙っております。鬼が笑っております。

さて、ただいまの御答弁には、とりわけ他都市との交流拡大などにつなげていくことを期待しているといった御答弁もございました。本市の都市ブランド化の象徴的な出来事として、2019年のユネスコデザイン都市の認定が挙げられるわけでありますが、本市がユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野に加盟認定されてから今年で6年が経過し、これまで様々な取組を行ってきたわけでありますが、このユネスコ創造都市ネットワーク、2004年の発足以来、狙いである加盟各都市の優良事例を共有して、創造性と文化産業を促進するパートナーシップを構築し、文化的生活への参加を強化し、都市開発計画に文化を統合する試みを始めています。本市は、同じくユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野に加盟認定されているカナダ・ロンドン市との交流に取り組んでいますが、音楽都市とデザイン都市という分野を超えた交流となっているということでございます。

ここで、お聞きします。

他都市との交流としてカナダ・ロンドン市と本市との交流がありますが、この経過と、そこから得ようとする戦略的な背景についてはどのような認識でしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本市がデザイン分野で加盟しておりますユネスコ創造都市ネットワークにおきましては、同一分野に限らず、音楽や食文化など他分野の創造都市との横断的な連携を推奨しております。本市としても、分野を超えた交流の機会を模索する中で、令和6年度にデザイン都市と他分野との交流を進めるプロジェクトというものがございました。本市もそれに参加した結果、抽せんによりまして、音楽分野のユネスコ創造都市でございますカナダのロンドン市が交流の相手方となり、今年度に入ってから具体的に同市との交流事業を進めてきたものとい

うふうに伺っております。

ロンドン市は、音楽を都市発展への投資と位置づけ、文化産業を戦略的に育成している先進都市でありますことから、デザイン都市としての本市の強みと掛け合わせ、創造産業の振興ですとか、学生・市民交流の促進、さらには都市ブランドの向上など、幅広い効果が期待できるものというふうに伺っております。

○たけいし委員 ただいまの御答弁にもあったユネスコデザイン都市旭川と音楽都市ロンドンのペアリングは、抽せん、何と、くじ引で決められたそうで、偶然であります。これは、実に奇跡のことであると思います。御承知のとおり、本市ではミュージックウィーク、デザインウィークを開催し、それぞれが定着しています。このロンドン市との偶然のマッチングは、太平洋を越えた、まさに奇跡的な出会いと言うことができる、音楽とデザインを融合したアートを展示するなどして、新たな要素を創造していると聞き及びます。

カナダ・オンタリオ州ロンドン市、ちょっと御紹介しますが、あの五大湖の周辺に位置して、人口約42万人、このロンドンという地名は、そのものすばり英国のロンドンに由来するとのことであります。カナダがイギリスの植民地だった18世紀、初代の副総督が、将来の首都となるよう、この地をロンドンと勝手に名づけてしまったそうであります。

御承知のとおり、実際のカナダの首都は、大リーグ、ブルージェイズでおなじみのトロントであります。このロンドン市、市内にはテムズという川もありますし、ハイド・パークという公園もあつたりして、宗主国のある植民都市が過ぎる成り立ちを持っていますが、国家が積極的に関わった都市として、北海道はそんな歴史の土地柄なのであります、どこか黎明期の本市を思わせるようなエピソードをこのロンドン市も持っているわけであります。

ちなみに、ロンドン市のウィキペディア、ウェブ百科事典には、気候は日本の旭川市に似ていると書いてあります。誰が書いたのか。

私がなぜこんなにロンドン市、ロンドン市と推しているかと申し上げれば、言わずもがな、未来の姉妹都市、友好都市をひそかに狙っているからであります。鬼が笑っておりますけれども。

さて、このロンドン市との交流、今回のユネスコ創造都市ネットワークが御縁で初コラボレーションが実現したとのことであります。この秋、11月6日、7日の2日間の日程で、ロンドン市内でCity of Music Conferenceというイベントがあったそうでございますが、お聞きいたします。

ロンドン市が実施する音楽カンファレンスの概要とロゴデザインについての経緯については、どのような認識でしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ロンドン市は、ユネスコ音楽都市として今年で3回目となります音楽都市カンファレンスを開催し、音楽産業の振興ですとか国際的なネットワーク形成に精力的に取り組んでいるというふうに伺っております。

このカンファレンスは、音楽とデザイン、映像などを融合した新たなアート表現に挑戦していることが特徴でございまして、このたび、交流事業の一環として本市に本カンファレンスのロゴデザインの提案の依頼がございました。そこで、あさひかわ創造都市推進協議会が公募をいたしまして、ロンドン市が審査及び採用作品の決定をしたというふうに伺っております。

○たけいし委員 今の御答弁にあったように、旭川市デザイン活動推進員として活動する地域おこ

し協力隊の方がデザインした作品が、ロンドン市で開催されたCity of Music Conferenceの公式タイトルデザインに採用されたということです。これは、旭川のデザイナーを対象に行われた公募で実現したとのことでありますけれども、ユネスコ音楽都市のイベントのロゴ作成がユネスコデザイン都市に発注が来たというお話をございます。

今回デザインを担当した方は、「音楽、デザイン、自然が響き合う国際交流の象徴として制作しました。これをきっかけに両市の交流がさらに広がれば」とコメントされています。

このカンファレンスには、そのデザイナー、上田さんとおっしゃいますけれども、招待されたそうでありますし、一緒に創造都市推進協議会の方もデザイン都市旭川をプレゼンするために現地へ行っています。3泊6日の弾丸ツアーだったそうです。デザイン都市旭川の魅力が国際舞台で評価されるすばらしい成果となったとのことでした。

ここで、また改めてお聞きをいたしますが、そもそもこの本取組はどこが担当してきたのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 この取組につきましては、姉妹・友好都市に係る取組ではございませんで、ユネスコ創造都市ネットワークに関する取組という整理で、あさひかわ創造都市推進協議会の事務局も含め、デザインの振興に関する事務を所掌しております経済部産業振興課が担当となってございます。

○たけいし委員 経済部産業振興課が担当ということです。そうなんですよ。今回スタートしようという観スポ・プロモーションの部署には産振は入っていない。今後、可能な範囲内でもっと整理して部門をくっつけてもよいのかなというふうに感じてしまいます。

例えば、国際交流に欠かせないものとして、音楽、デザイン、アート以外に重要な部分で食文化、食というのがありますし、ユネスコ創造都市ネットワークの中には、デザインとか、メディアアートとか、音楽とかのほかに食文化、ユネスコ食文化都市というのがあるわけですから、音楽、アート、デザインとともに国際交流には食の交流が付き物というふうになっていきます。

いわゆるガストロディプロマシー、食と外交を組み合わせた言葉であります。我が会派のあべ委員も、次年度予算要望書にこのガストロディプロマシーの推進を提唱して項目に入れておりました。このガストロディプロマシーだけで4項目か5項目だったかと思いますが、我が会派が誇るカロリーアンバサダーお薦めのこのガストロディプロマシーですが、本市のプロモーションについては、食を通じて相手の国の文化や習慣を理解するきっかけになりますし、様々な効果が期待できると思います。

もとより、ユネスコ創造都市ネットワーク全408都市には、先ほども申し上げましたが、食文化分野で加盟する都市もあるわけであります。ロンドン市の食文化は、もちろん多国籍で、半分おフランスみたいなものが入っているものですから、カナダがそもそも異文化に寛大であるという国であることと、そんな中でも広大な自然に根差したジビエ料理は実に様々な種類があります。実は、カナダのほとんどの州で、狩猟で得た野生動物の肉を販売したりレストランで提供することは禁じられています。そのため、飲食店でメニューに並ぶジビエ肉のほとんどは、ワイルドという名の家畜された肉であります。とはいっても世界で2番目の国土を持つカナダでありますから、放牧スタイルでより自然に近い環境で飼育されているので、もはや野生環境と言っても変わりない状況であることは間違ひございません。

ですから、このガストロディプロマシー、ガストロ的に言えば、オーロラを見ながらバッファローの肉を食べるのが定番の一つ、ツアーにも組み込まれたりしますけれども、バイソン肉の特徴としては、牛肉よりも濃い赤身の肉で、脂肪分は少なく、低カロリー、低コレステロールなのに高たんぱく質、加えて鉄分は牛肉よりも30%増し、牛肉と似たような味ですが、少し甘みがあり、レストランではステーキで提供されたり、たたきになっていたりと様々であります。ちょっとクランチといいますか、肉感というのか、あるやつですから。本市は食の外交については恐ろしいほどのポテンシャルを持っていますから、旭川だったら何を食べながら何をするのがよいのか、音楽、デザインのみならず、カナダ・ロンドン市との交流には夢が膨らむのでございます。

今までつらつらと申し上げてきましたけれども、機構改革に終わりはないというような言葉がございますけれども、こういった形で多角的にクロスオーバーしながら横串で有機的な連携をしながら、いろいろ言葉はあるんですけども、組まなきやいけないところは組まなきやいけないわけでありまして、それが簡単に向こうからやってきてくれるような事業、イベントばかりではないわけでありまして、この機構改革は、まだまだあの部署を残しておいてくださいという気持ちは実態としてよく分かるんですけども、変えなきやいけないところは本当に変えなきやいけないんですね。

この盆地の中で静かに余生を過ごしていくのならばいいですけれども、やっぱり、実際の機構・構造改革というのは、令和を迎えて未来志向で進んでいくしか道は私はないかと思いますので、そのときに多少のあづれきもあるかもしれませんけれども、しっかりと進んでいって、生き残るためにこのプロモーションをきちんと前へ進めて着地を決めていただきたいというふうに考えてございます。

これまでのロンドン市との国際交流を主として担当してきた産業振興課の役割と、今回の都市交流課の移管が、シティープロモーションの観点から、国際的な創造性を本市の魅力発信に直結させるという点でまさに時宜を得た再編であるというふうに考えてございますが、これから時代、様々な要素をクロスオーバーしてワンチームで進めることが必要と考えます。

今回の機構改革に対する本市の受け止めと、新体制への期待について所見をお伺いいたします。
○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革全体のテーマといたしましては、機能集約による組織のスリム化と機動力の両立としておりまして、これまで政策課題ごとに新たな組織をつくることで対応してまいりましたが、人口減少、少子高齢化の社会情勢を踏まえまして、将来的な職員数の減少も見据えた中で組織の数を絞り、スリム化することといたしました。

そうした中で、一つ一つの組織というのは大きくになりますので、委員が御指摘のとおり、関連する様々な業務を有機的に結びつけて推進していくというような体制になっていくべきというふうに考えております。

○たけいし委員 今回、喫緊の行政課題への対応として、政策の立案部門と歳入歳出の管理を含めた稼ぐ部門とを分離し、集約することで、規律を重んじつつ、より明確なビジョンに基づいた行政運営を目指すとございますが、この稼ぐというキーワードは、御承知のとおり、昨今、旭川の吹奏楽文化が、地上波で、それも全国放送で幾度となく放送されています。他方で、例えば、高校野球における全国大会甲子園に本市の代表が出場すれば、一たび、旭川市内はちょっとした騒ぎになりますけれども、一方で、本市の吹奏楽は、毎年のように全国大会に出場し、トップの金賞を取って

悠々と帰還する、しかし、高校野球ほどの市民熱狂がない気がして残念に思うときがあります。吹奏楽は、今や本市のかけがえのない大切な資源であるという考え方できます。

くだんのロンドン市は、音楽を投資として考え、資源化を念頭に予算を投入していると聞きます。旭川市は、10万人当たりの吹奏楽関係者の数は日本一ではないかとの観測もあり、今や日本に冠たる音楽のまちであると言えます。音楽が盛んな本市とロンドン市との交流が、市民生活、経済、そしてデザイン分野全体に与える影響や波及効果をどのように分析し、政策に落とし込むか、特に、総合政策部の事務分掌に新たに加わったデザイン政策に関することも含めて、創造性をいかに地域活性化の投資へと昇華させるお考えか、展望をお聞かせください。

○浅利行財政改革推進部長 これから御答弁申し上げることが委員の今の御質問の回答になっているかどうかというのはちょっと自信がないところではございますが、るる質疑がある中で、今回、カナダのオンタリオ州ロンドン市という都市が、委員からも紹介があったところでございます。気候も亜寒帯ということで、ウィキペディアにも本当に旭川に似ているというふうに書かれておりまし、川は、これもロンドンから名づけられたようですが、テムズ川というのが市内に流れています、これは、旭川も石狩川という御神体があるということでもあります。人口規模も旭川よりも10万人ほど多いわけですが、日本で言う中核市と同じような位置づけなのかなというふうにも思いますし、有名な大学もあるようですし、空港もあるということで、非常に旭川と共通点が多いまちなんだなというのを今回改めて感じたわけであります。

そんな中、ユネスコの創造都市ネットワークの中で別分野の交流という形で、くじ引とは言いながらも、このような似たようなまちがカップリングになるというのは非常におもしろいことだなというふうにも思っております。

旭川はデザインということではありますけども、その前から、音楽は、音楽のまち旭川というふうに言われておりますし、紹介のありました吹奏楽のお話もありますが、合唱なども非常に盛んなまちでもあります。そういう音楽のまちという、もともと持っている財産というか、そういうものも今回のロンドン市に重なる部分もありますし、私個人としても、音楽のまちを応援する一人の立場として今後もやっていきたいというふうに思っておりますが、考えたところ、音楽とデザインというのは様々な共通点を持っているのかなというふうに思いますし、例えば、音楽でありますとメロディーとかコードとかリズムとかというのが調和されて一つのものを創る、デザインは、例えば、色、形、あるいはレイアウトなどが調和することによって美しいものを創り出すということで、そういう意味では共通点もありますし、音楽もデザインも創造力が原点となっているということもあるものですから、作曲家でありますとか、創造する方にとってみれば個性とか独自性というのが發揮できる分野ということで、それを表現する方法として音楽でありますとかデザイン、そして、それによって人がやはり豊かになるということが特徴ではないかなというふうにも思っております。

そういう意味では、創出される方向性が違うものの、その過程では、同じような表現の手法というものがデザイン、あるいは音楽ということであると思いますので、今回、カナダのロンドン市と本市の交流が進みつつあるという、まだその段階ではありますが、そういう似通ったまち同士がいろんな刺激を受けながら育っていくというのは非常に意義のあることだと思いますし、そもそも、デザイン都市旭川として、まさにデザインの本質であります創出するという点でも、両市の交

流を通じた音楽とデザインの融合によって、新たな文化とか価値とか、そういうものが創造されることを今後期待していきたいというふうに考えております。

○たけいし委員 デザインと音楽の融合のように、新たな部署が、新たな価値とともに市民に愛され、頼りにされる機構改革になることを切に願うとともに、創造性をいかに地域活性化の投資へと昇華させるかが鍵であるかと思います。

ところで、浅利行革部長はクラシック音楽への造詣が大変深いわけでありますけれども、ロンドン市と旭川市の音楽とデザインのコラボの作品として、楽譜があって、クラシックの楽譜とアートと、そのコードが、例えば、バッハなんというのは、最初から演奏しても、後ろから演奏しても、曲として成立しているようなカノンですか、がありますけれども、そういうアートを創って、音楽とアートをビジュアルで見せるというような試みをもう既にされているそうでありますて、ですから、例えば、右上にエリック・サティのジムノペディ、あれがクラシックかどうかというのはいろいろあるかと思いますけれども、そのコードと、そのコードが表しているものをアートとして表現するというようなコラボレーションがもう既に始まっておりまして、いつの日か、例えば、カナダ・ロンドン市の方々がこちらにいらっしゃったときに、旭川の発表のイベントの場というのは、派手なものが、すごくきらきらしたものがたくさんありますので、そこで発表していただくというようなところにおいて、その御披露の場が設けられればよいかなというふうにも考えてございますけれども、私も、17～18年前に、金曜日の午後8時半から30分番組を地元FMで持っていたことがございまして、まだ旧JR旭川駅の2階にスタジオがあった頃でありますて、今は買物公園に移っていますけど、あのスタジオというのは、まだCDが壁一面にぎっしり入っていて、あの感じが、まだあの感じなんですね。自分でPAを動かしながらというようなところでありますけど、ここはちょっと余談で申し訳ないんですが、旭川市は、例えば、6次化という意味でクラシックの曲に例えるとしたらどのような曲というイメージをお持ちなのか、浅利部長、創造都市ですね。

○浅利行財政改革推進部長 具体的にクラシックの音楽に合うものが何かというのはちょっと難しいところであります、私がコロナの担当部長をやっているときに、年末に、何とかコロナが終わってほしいということを願ってかけたのが、ブラームスの交響曲第1番というのがありますて、まさに暗黒から光明へ向かっていく、いわゆるベートーヴェン由来の交響曲の典型的なスタイルを取っている曲ではあるのですが、暗い中から光が見つかって、最後、壮大に終わる曲ではあるんですけども、まだまだ旭川はいろんな課題を持っているまちではありますけども、その中からそういう光明を見つけて、将来、旭川が輝かしい都市になっていくということを受けてはそんな曲もあるのかなというふうに思っております。

○たけいし委員 ブラームスの1番、ブラ1と言われるやつですね。ベートーヴェンの9番までの交響曲の次、第10番であるというふうにも形容される曲であります、テレビドラマで、テーマ曲といいますか、象徴的に演奏される曲であったかと思います。ブラ1、サイトウ・キネン・オーケストラですね。小澤が何十年か前にブラ1をNHKでやっていましたけれども、懐かしく思います。

脱線ばっかりで申し訳ありません。

創造都市というような新たな要素を加えてイマジネーションを膨らませるというところにおいては、コロナ禍で、最初の1楽章から4楽章までというところで、暗い中から最後は歓喜のというよ

うなラストに向かっていくというところで、そういう表現、こういったシノプシスみたいなものが一番大事なところであります、これは、イマジネーションとコンビネーションと横串と、で、機構改革、再編というと、何か無機質でというところがありますけれども、これから自治体はイマジネーションを働かせて、次の、何か、KPIではかることはもちろんできないようなものを価値化する、資源化するということに、実はもうカナダのロンドン市はトライをし始めているというところであります、アーティスト、ミュージシャンをしっかりと応援していくような素地が徐々に徐々に出来上がっているというところでございますんで、このたびの機構改革がこの関係性に大きく寄与することを願うばかりでございます。

ユネスコデザイン都市といえば、カタールのドーハもユネスコデザイン都市ですが、今度は、音楽都市、デザイン都市じゃなくて、デザイン都市同士でのコラボレーションもたしかもう既に始まっているというところだと思います。もう募集は終わったと思うが、アートはたしか創造都市推進協議会ですね。あさひかわ創造都市推進協議会で集めているというような、募集しているような話もございました。

長々とつらつらと申し上げましたけれども、今回の補正予算等審査特別委員会は、さながら機構改革等審査特別委員会といったような様相も、側面も呈しておりますけれども、冒頭の橋本行革の話でも申し上げましたが、組織改革、機構改革とはその時点で考えられる最善のものにしなければなりません。今後、この組織体制で行政運営を進めていく中でも新たな課題が現れてくるものと思いますが、議員、そして職員などの意見も受け止めながら、その都度、よりよい組織機構に見直しをしていっていただきたいと思います。

また、今回の組織改革、機構改革による新組織体制がまだ始まっていない時点での課題の抽出は困難ですが、この組織体制を絶対とせず、様々な意見を柔軟に受け止め、ためらわずに見直しを行っていくこと、あるいは、失敗を恐れず職員が市政の推進ができる職場づくりが重要でありますから、次年度からの新たな体制で、職員共々、住民の福祉の向上に向けて全力を尽くしていただきたいと存じます。共に頑張ってまいりましょう。

以上で、私の質疑を終わります。

○沼崎副委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 私のほうは、3項目予定しております。

残り時間が48分ということで、48分を満度に使いましたら午後0時を過ぎてしまいますので、ちょっと途中の質疑の時間の進み具合を見ながら、午後に回してもらうことも考えながらやりたいと思います。

私にとって、この間の一般質問も、残り数秒しか残っていないという際どい質疑をやっておりますので、御了承いただきたいと思います。途中で委員長にお願い申し上げます。

それでは、まず、10款5項4目の科学館管理費についてお伺いをいたします。

科学館につきましては、本年度はゴジラが旭川に来るということで、私はちょっと行けなかつたんですけど、孫たちが行って大変喜んでおりました。

そこから、科学館の光熱費の補正が1千万円を超える額で出ておりますが、このことについてお聞きしたいと思います。

まず、概要についてお示しください。

○岩崎社会教育部次長 令和7年度当初予算では、科学館管理費のうち、光熱水費は3千903万8千円となっておりますが、科学館特別展の開催等により入館者が増えたことに伴い、光熱水費の使用料金が増加し、予算額が不足する見込みであるため、1千115万2千円を補正しようとするものでございます。

○上野委員 それでは、ちなみに、昨年度の予算措置状況についてお示しいただきたいと思います。

○岩崎社会教育部次長 令和6年度の当初予算におきまして、光熱水費は4千634万1千円を計上しておりましたが、令和7年第1回定例会におきまして282万3千円を補正し、補正後の予算額は4千916万4千円となってございます。

○上野委員 ただいま確認させていただきまして、前年度の当初予算が約4千634万円で、今年度が約3千903万円ですか、当初から700万円少なく予算組みされているということがここで分かりました。

そのことにつきましては、また後ほどお伺いいたしますけれども、ほかにも、今年度、様々な事業を通しながら、光熱費や水、これらを含んで予算額を大幅にオーバーしたという理由があるかと思うんですけども、ほかに光熱水費が不足した理由というのは何なのか、お示しいただきたいと思います。

○岩崎社会教育部次長 今年の気象状況は、4月の平均気温が低かったこと、7月、8月は猛暑日が続き、例年を大きく上回る暑さとなったことに加え、11月末までの入館者数が、昨年度と比較し、約3万8千人増加しており、冷暖房の稼働率が高かったことが要因と考えられ、これは、7月11日から9月23日の期間において特別展示室や学習・研修室で特別展を開催しており、期間中は扉を常時開放していた影響が大きいと考えてございます。

これらの要因により、例年より冷暖房に使用するガスの使用料や、入館者数の増加による上下水道料の増につながったものと考えてございます。

○上野委員 今年の夏は大変暑うございました。私は、ちょっと、一番暑い時期に入院しておりましたので実感はないのですけれども、かなり暑くて、どこの家もクーラーが必要だということで、電気屋さんは大変だったというような話も聞いております。

それと、先ほど言いましたゴジラ展がやはり好評だったということで、大変うれしいことなんだけれども、人が増えれば、それだけ、余計なといいますか、必要なお金がかかるんだということを今の答弁でよく分かりました。

聞くところによると、科学館は全てガスを使用しているということで、このガスの値段、物価高についてどうかということについては詳しくちょっと調べておりませんが、そういったことも絡んで光熱費が不足してきたということの理由だったと思います。

それで、科学館は、雪冷房システム、これが導入されていると思いますが、その使用状況につい

てお示しください。

○岩崎社会教育部次長 科学館の雪冷熱エネルギー設備は、駐車場の雪を雪室に貯蔵し、融雪期以降に発生する融解水を循環させて、2階実験実習室や共用スペースを冷房する熱交換冷水循環方式で、例年、気温が高くなる6月中旬から使用しており、使用期間は2か月程度となってございます。

今年度の状況としましては、例年同様に6月中旬から融解水を循環させておりましたが、7月下旬には全ての雪が解けましたことから、ガスを使用した冷房に切り替えたところでございます。

○上野委員 私は、この雪を利用した冷房システムというのに非常に関心がございまして、これは、今後、やっぱり旭川にとって大きな課題なのかなと思っております。

今年の夏は非常に暑いため、もちろん雪ですから、暑ければ暑いほど早く解けるんだろうと思いますけれども、今年の3月までの雪も非常に少なくて、こういった雪の量によって使用期間が少なくなるとか、そういうことも当然あるのかなと思うんですけど、それはどうなんでしょうか、お聞かせください。

○岩崎社会教育部次長 雪冷房システムは、雪室で蓄えた雪を夏場の冷房に活用するシステムでございますが、雪室の容量は1千568立方メートルとなってございます。

雪の確保は、駐車場に降った雪を基本としておりますが、不足する場合は別のところから運んできて必要量を確保しておりますので、毎年の積雪量の大小が使用期間に影響を与えるような運用となってはございません。

○上野委員 雪をためるところの容積が決まっている、それから、少ないとこにはほかから持ってくるので心配ないという答弁でございました。

もっと大きなものを造れないのかなという、そんな思いもありますけど、ここはちょっと別の質疑になりますので、今日は聞きませんけれども、何か、もっと大きくためるところがあつて、せっかくの雪を、いいアイデアだと思いますので、十分に使える方法というのもやっぱり考えていくべきかなというふうには思っております。

それでは、ちょっと視点を変えますが、先ほどの答弁で、ゴジラの特別展、これを開催したこと、この客数について、光熱費にも関係したというふうにお聞きいたしましたが、このゴジラの開催結果、実際、これはどのようなものだったのか、お示しいただきたいと思います。

○岩崎社会教育部次長 科学館開館20周年記念特別展「特撮のDNAゴジラ、旭川上陸」の開催結果についてございますが、開催期間は令和7年7月11日から9月23日までとなっており、観覧者数は2万5千50人で、ワークショップなどの関連する各種イベントの参加者数は2万1千115人となっておりまして、合計4万6千165人となったところでございます。

また、特別展の開催期間中における常設展示室とプラネタリウムの観覧者数についても、前年の同時期と比較して、常設展示が1.41倍、プラネタリウムが1.29倍という実績でございます。

○上野委員 特別展のほうが4万6千165人、この人数がどのくらい多いのかというのは次の質問で伺いたいと思いますけれども、特別展に人が入るということは、それに関係している常設されたものについても、きっと、特別展に来たから、せっかく科学館に来たから、ほかも見ていこうという、やっぱりそういう思いになるんだろうと思うんですね。当然、ほかのところも人数が増えて

といったということで、かなりゴジラの特別展というのは効果があったんじゃないかなと思っています。

それでは、定期的に特別展というのは開催されていると思いますが、先ほどの4万6千165人というのがどれだけの数字なのかということを、コロナ禍もあって単純な比較というのはなかなかできないと思うんですけども、この5年間の特別展開催の入場者数と比較するとどうであったのか、お示しをいただきたいと思います。

○岩崎社会教育部次長 特別展開催実行委員会主催の特別展、企画展の入場者実績は、令和3年度企画展「コロッ・クルの夏休み」2千938人、令和4年度特別展「恐竜ワールド～探検して学ぶ恐竜時代」3万5千227人、令和5年度企画展「プラネタリウム100周年記念展」1万2千849人、令和6年度企画展「くらしに役立つ昆虫展」と「ヒグマの科学」の2つで2万1千438人となってございまして、今年度の入場者数は過去5年間で最多となったところでございます。

○上野委員 今まで、恐竜ワールド、これが3万5千227人と最高であったのが、今回は約4万6千人と、かなりの数、大幅に超えて、この5年間の中では最も多い企画展であったと、今、御答弁をいただきました。それらが全て光熱水費に少なからず影響しているというのが、これまでの中で分かりました。

ただ、今回補正をすることで、年度末までの予算執行の見通しというのは、もちろん見通しをしながら予算を組んでいると思うんですけれども、それについてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○岩崎社会教育部次長 今回の補正金額は、昨年度の使用料の実績数量を使用して積算していることに加え、現在、照明設備のLED化も実施していますことから、電力量の省力化が期待されるところでございます。

今後におきましては、予算不足が生じないよう日常的に省エネルギー行動に努めるなど、光熱水費の節約に心がけてまいります。

○上野委員 ここまで答弁をいただきましたけれども、私は、当初、やっぱり、光熱費は何か特別な事情によって急激に増えたのかなという、そういったことでちょっと予想しておりましたけれども、今お話を聞いていて、特別展に人が増えたのももちろんですし、それから、この夏、暑くて冷房を使ったというのもその要因の一つではあると思うんですけども、一番最初にお聞きした当初予算で、やはり、700万円も少なく当初予算を組んで、昨年度もそれで補正予算を組んでおられるということで、当初の予算というのを不足しないように十分に措置できなかったものなのか、このことにつきましては副市長に答弁を求めたいと思うんです。

私は、やっぱり、年度当初からもう少し見通しをしっかりと持って、年度の途中でやっぱり1千万円以上の光熱水費の補正というのはあまりよろしくないのかなというふうに感じるんですけど、副市長の御見解をお聞かせください。

○菅野副市長 予算についてのお尋ねでございますけれども、単年度予算主義を前提としている行政体の予算については、当初予算で各部から本当にいろんな事務事業が上がってき、本当に十分な財源がない中でそれを精査して、優先的にやるもの、あるいは我慢していただくもの、新規事業も大分着手できない事務も多くございます。それだけ厳しい予算編成をする中で、やはり、一つ一つの事務に係る経費を積み上げするときには、割と厳しく見ているというのが実態でございます。

ただ、そうであったとしても、実態と乖離しているというのは予算措置する上ではやっぱり課題がございますので、できるだけ節約、節減をしながらも、想像できる範囲でより実態に近い予算となるように努める必要というのは当然あるというふうに思ってございます。

それであったとしても、本当に不足して本当に必要なときには補正予算としてまた御提案をさせていただきますので、その部分については御理解をいただきたいと思いますが、今、委員に指摘されたように、精度の高い予算措置というのは私も必要だというふうに思ってございます。

○上野委員 予算組みする際の、そういった厳しい財源の中でそういった取組をされているということは十分に分かりました。

ちなみに、昨年度、補正した後の決算が約4千916万円、ですから、今年度は当初の予算が約3千900万円ですから、1千万円で、昨年度同様の決算額になっていると。この決算が出る前に当初の予算を組むということでこの数字は出てきていないわけですけれども、そのあたりはやっぱり見込みを少し考えていただければなというふうに私も思います。

この項目については終わります。

続きまして、議案第27号、旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてお聞きます。

昨日来、2人の委員の方が聞かれておりますが、もう一度、地域保育所の役割や変遷についてお伺いしたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 旭川市地域保育所は、農山村地域において、保育を必要とする児童等に対しまして、保育の提供を通じた福祉の増進を図ることを目的として設置されました公立の認可外保育施設であります。当初は、へき地保育所または季節保育所として昭和20年代後半から設置されてきましたが、農業従事者の繁閑差の縮小など社会情勢の変化も踏まえ、平成30年に開所期間の通年化と併せて名称を地域保育所と改め、現在に至っております。

現在は、日の出倉沼、桜岡、江丹別、神居古潭、あすか、旭正、嵐山、東鷹栖、千代ヶ岡の9か所を設置しております、このうち、神居古潭、嵐山の2か所については休所中となっております。

なお、運営につきましては、平成18年度から公募によらない指定管理者として一般財団法人旭川保育協会が管理運営を行っており、現在の指定管理期間は令和8年3月31日までとなっております。

○上野委員 ちょっと時間もありませんので、私のほうで話をさせていただきますけれども、一番多いときで、平成18年度、15か所あった保育所が、そのとき144人だったのが、現在は7か所、22人まで減ってきたと。

今回、この改正を行うこととなった経緯については、指定管理を受けていた旭川保育協会が次年度は委託を受けないというようなことが判断の基準になったようです。そのほかにも様々なことが考えられるわけですけれども、市のほうで直営ということで決定されたというふうに伺っております。

また、次に、どのぐらいの経費がかかったかということにつきましては、昨日の答弁の中にもありました。ここ最近、5年間は、年間大体1億円程度の委託料を示されたということでお伺いをしております。

それでは、そのような形で直営化することを決定されたんですけれども、そのメリット、デメリット、これについてどのようなことがあるのか、お伺いいたします。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 直営化による最も大きなメリットにつきましては、指定管理者制度による間接経費が不要となることによる事業費の節減効果であると考えており、現在と同じ条件で試算しますと2千万円程度の節減が見込まれるところでございます。

一方で、デメリットとしましては、施設や人員管理等に伴う本市職員の業務負担増加が考えられます、事業規模が縮小傾向にあることを踏まえますと、将来的に負担は減少していくものと考えております。

○上野委員 メリットとして、2千万円ほど中間で使っていたお金が削減できるだろうということ、これは市にとって大きいことなのかなと思っています。

しかしながら、市職員の業務負担が増えていくということについては、少しの懸念を私は持っております。これについては、今、見通しが示されましたけども、ぜひ職員の負担が増えないやり方、こういったものをやっぱり考えていていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問ですけれども、当然、地域への説明会というのを実施したと思いますが、保護者や地域の困り感など、こういったものにはどのようなものがあったのか、お示しいただきたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 令和7年9月から11月までにかけまして、現在、利用児童がいる地域保育所7か所におきまして、利用児童保護者や地域住民に対する説明会を開催したところであります。

説明会では、保護者からは、利用条件や保育士の配置など保育の提供体制に関することや、今後の休所等の判断状況などに対して質問や意見があったほか、地域住民からは、将来的に休所等となり建物が使われなくなった場合の利活用や、地域での使用の可否、休所後の再開の判断などについて確認等があったところであります。

いずれにつきましても、直営化後も地域保育所の利用条件に変更はなく、現在と同等の利用環境の維持に努めること、休所や再開の判断については地域と協議を行うなどを説明して、御理解をいただいたところでございます。

○上野委員 説明会において出た課題としては、提供体制、これは利用条件ですね、保育士の配置だとかその他だと思います。それから、休所等のことについての基準など、こういったものについて、この基準はないということでお伺いしております。それから、施設の利活用ですね。残った建物をどのように活用するのかというのは、住民にとってもやはり大きな課題なのかなと思っています。

答弁の最後にございましたように、サービスの低下はないということで進めていくということでですので、その言葉を信じたいと思っております。

ただ、その中で私が一つ関心があるのは、休所または閉所になった後の施設の利活用、これについて、今、アイデアが、アイデアってなかなか出せないかと思うんですけど、今考えていることがございましたら御答弁をいただきたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 休所または閉所となった施設の利活用につきましては、休所の場合は、地域の保育ニーズの増加等を踏まえ、必要に応じて再開する可能性がありますことか

ら、再開を前提とした維持管理を行っていくこととなります。

一方で、閉所とした場合は、保育所としての用途を廃止し、府内における利活用の検討や府内会議による協議を経て活用手法を決定することとなり、これまでも、適宜、府内での所管替えや民間への売却などを行ってきたところであります。

なお、今回の地域説明会において、地域から閉所後の施設の利活用についても質問や意見があつたことを踏まえまして、休所や閉所といったそれぞれの段階におきましては地域への説明や協議を行ってまいりたいと考えております。

○上野委員 それでは、この項目の最後になりますけれども、予算に対する、先ほど申しましたが、一定の削減効果が見られるということでありましたけど、先ほど、低下はないということでお話しいただきましたけども、やはり、この保育所を利用している市民の方々は、1分といえども時間を無駄遣いしたくないというか、例えば、農作業をやっていて、どうしても子どもを預けたいと。ちょっと遠くのほうに統合された場合に、そこに行く5分、10分がやっぱり仕事に影響あるという方も多いかと思うんですよね。そういう方への、やはりサービスの低下というのは、これはあってはならないのかなと思います。それから、地域にとっても、その施設が重要な役割を持っている場合も当然考えられると思います。

そういうことについて、地域保育所の在り方に対する市の考え方、これについて最後にお示しいただきたいと思います。

○向井子育て支援部長 地域保育所につきましては、先ほど課長からも御答弁をいたしましたように、へき地保育所または季節保育所として昭和20年代後半から設置をしてきたものですが、農山村地域における未就学児童の保育ニーズ等への受皿としての役割を長きにわたり担ってきましたものでありますことから、まずは、直営化によりサービス内容や利便性が低下することのないよう、現在の指定管理者である旭川保育協会や現場の保育士とも連携をしながら、適切な運営体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

一方で、少子化の進行により、全市的にも保育施設等の利用児童数が減少している状況にもありますし、地域保育所も同様であることを踏まえますと、保育の必要量など各地域の実情をしっかりと見極めながら、子どもの健やかな成長を支えるための保育の内容や提供方法など、今後の農山村地域における保育の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○上野委員 大変申し訳ございません。最後と言ったんですけど、1問飛ばしていることに気づきまして、これを聞かなければならぬことを忘れておりました。よろしいですか。

今、御答弁をいただいて、今後の在り方も話していただいたんですけども、その中で、現在勤務している保育士の今後の処遇について質問を用意していたのを聞きませんでしたので、お答え願いたいと思います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 直営化に当たりましては、各地域保育所の実情を熟知し、保護者とも関係性を構築している現在の保育士に継続して勤務していただくことが、移行後の安定的な運営につながるものと考えております。

現在の保育士には、直営後の勤務意向も確認しながら、会計年度任用職員として任用することを検討してまいりたいと考えております。

○上野委員 ぜひ、今、勤めておられる保育士の方々が、このまま、私も何人か知っている方がい

らっしゃって、話したこともあるんですけれども、ぜひ、次の働く場所というか、できれば同じ場所で働くような形で配慮していただければなと思いまして、この質疑については終わりたいと思います。

それで、先ほど申し上げたように、これから続けますと午後0時を過ぎてしましますので、一旦、ここで切らせていただければと思いますが、皆さんにお諮り願います。

○高花委員長 委員の皆様にお諮りいたします。

ただいま、上野委員から、お昼に少し早いのですが、切れのいいところでというお話をありましたので、休憩に入ってもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 それでは、仕切り直しといたします。

あと残り時間21分、項目は1項目になっております。

議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、機構改革と皆さんがあつしやっていますので、その件につきまして質疑いたします。

まず、機構改革につきましては、私も、今日の午前中のお2人がおつしやっていたように、その必要性というのは十分に感じております。といいますのは、私も学校の組織の中にいましたので、学校の中では、校務分掌と言って、先生方は、ふだん、授業しかやっていないように思われるかも分かりませんけれども、様々な授業以外の業務については分掌という機構の中で活動しております。

その中で、旭川市内の大きな学校はほとんど同じような分掌でやっていますけども、地方なんかへ行きますと、小学校、中学校が並置のところでは、おつ、こんな部もあるよとか、あつ、ここが一緒なんだ、業務はこことここが一緒になっているんだと。例えば、学校祭、学芸会と運動会というのは全く違うものだけども、それを、どうしても校内事情によって一緒にやらなければならないなんていう、そういった学校もございました。旭川市内は大規模ですのでかなり細かな分掌に分かれてやってきておりますので、そういった機構の改革っていうのは、やっぱりその事情に合わせて必要なんじゃないかなというふうには思っております。

しかしながら、その改革には、やはり、信念だとか、それから理念だとか、そういったものがなくして形だけ変えていく形では駄目だと思いますし、また、執行していく中で不都合があつても、やっぱり、それは変えればいいということではありますけども、なかなか、1年間の中でどこかで変えるというわけにもいきませんので、そういった中では、やっぱり、しっかりと議論をすべきじゃないかなと私は感じて、そういう視点でちょっとお話をさせていただきます。

まず初めに、確認をさせていただきたいのですが、先日の我が会派の金谷議員の大綱質疑で明確な答弁がなかったことについてお聞きします。同じく大綱質疑の能登谷議員に対する答弁の中で1

年前から検討していたということを聞きました。1年前からいじめ防止対策推進部を廃止するということを検討していたのであれば、第1回定例会で私が質疑した大綱質疑でのいじめ防止対策推進部について、言葉が適切かどうか分かりませんが、胸を張った旭川市としての目玉だよという答弁とは矛盾するのではないかという質問があつたんですけども、明確なそこでの答弁がなかつたものですから、それについて答弁をいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 機構改革の検討につきましては、過日の能登谷議員に対します大綱質疑でも答弁させていただきましたが、約1年前から着手しました。あくまでも着手ということでございますので、その段階からいじめ防止対策推進部を廃止するということがあらかじめ決まっていたわけではないということを御理解いただきたいと思います。

また、移管されたとしましても、いじめ防止対策推進部が行つてきた業務の重要性というものは変わるものではないと考えておりますし、その点におきましても、第1回定例会における上野議員の大綱質疑への答弁には矛盾がないものではないかというふうに考えているところでございます。

○上野委員 そのお言葉のとおり、理解をいたしました。

それでは、次の質問ですけれども、私も、この機構改革についてはやっぱり必要だなというふうに思つてはいたのは、人口減、これが私にとってはやっぱり市の大きな課題だと思ってます。推計によりますと、2030年には30万人を切つて29万8千800人ほどになっていく、それから、2050年、これに至つては大体23万6千人ぐらいまで旭川の人口が減るんじゃないかという推計が出されております。こういったものを考えたときに、今現在のやっぱり機構ではなかなか機能していかないんじゃないかというふうに私も思つています。

今回の機構改革の中で、そういう人口減というものをどれほど意識されていたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革につきましては、令和6年4月に作成いたしました旭川市行財政改革推進プログラム2024において機能的な組織体制の構築に取り組むこととしておりましたが、これについても人口減という考え方に基づいて行うこととしております。

その背景といたしましては、委員の御指摘のとおり、人口減少、少子高齢化というものが確実に進むというふうな社会課題を踏まえまして、将来的な職員数の減も見据えて、機能を集約して組織をスリム化させ、機動力を発揮させることを目的といたしております。そのため、小規模な部局を集約することで業務の繁閑に応じた柔軟な部内応援体制を可能にすること、さらには、このような柔軟な対応によって職員が働きやすい環境を整備していきたいと考えているところでございます。

○上野委員 当然、人口減少というのを頭に置きながら、今後も、この機構というのは変化しながら進んでいくものだと思います。これまでの答弁の中でも、部長のほうから、形はない、様々な形に変化していく、それから、検討ももちろんしていくという、そんなような話がありましたけども、それは、やはり、これから的人口減を見据えた上で、それ以外にもまた突然の様々な現状が出てくるかも分かりませんから、それに合わせた形で考えていかなければならぬものだと私も認識しております。

ここからは、いじめ防止対策推進部に特化して質問させていただきます。

私たち会派では、高橋紀博委員が最初に総括的な機構改革について御質問させていただき、江川委員については女性活躍推進部、これについて聞いていただきました。私のほうは、いじめ防止対

策推進部、ここについて、かねてより関心も強いので、聞かせていただきます。

まず、いじめ防止対策推進部を新設した経緯についてお話しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ防止対策推進部新設に至った経緯でございますが、本市でございましたいじめの重大事態に直面し、この課題を速やかに改善し、新たな対応や再発防止策を進めなければならないという市長の強い思いと1期目の公約を検討の端緒として、新設に至ったものというふうに認識しております。

○上野委員 その経緯については、私も、十分、今も覚えております。当初、私は強烈に反対していたほうでしたので、市長部局にそのような部ができることについてはですね。経緯については覚えております。

それでは、いじめ防止対策推進部設置の目的とその業務内容というのはどんなものがあったのか、確認したいと思いますので、御答弁をお願いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ防止対策推進部につきましては、市長直属の組織として、いじめ防止対策に当たって実効性のある体制構築と徹底した再発防止対策を整備するとともに、市長部局と教育委員会が連携して一体的ないじめ防止対策を推進するものとして令和5年4月に設置いたしたところでございます。

業務内容といたしましては、学校、教育委員会と連携を図りながら、いじめ防止の旭川モデルの構築及びその運用をはじめとして、不登校対策などにも取り組んでいるところでございます。

○上野委員 一番はやっぱり市長直属ということで、これは市長も売りにしているところで、日本で初めて市長部局にいじめの対策部をつくったということであると思います。

実効性のある体制構築、徹底した再発防止、これについては、これまで私は質疑を通して疑問を投げかけてはおりますけれども、成果の中に、やはり、いじめの件数が増えた、それから、重大事態の認知の件数が増えたということを成果に上げられていて、私も、この部分については、言葉はちょっと不適切かも分かりませんけれども、特効薬としては非常に効果のあったやり方だったのかなというふうに今は感じております。

しかしながら、本質的な徹底した再発防止対策、それから、発見された事象に対して、それじゃ、どのように対応したのかなどというところには、私はまだ課題が多く残っていると思います。もう一つ付け加えるならば、やはり、この件で、当初は、大分緩和されましたけれども、アンケートが頻繁に要求されて、学校現場の働き方に関わる忙しさというものが増していったっていうことは、これは事実として残っているのではないかと思っています。

しかしながら、先ほど申し上げたように、インパクトの強いやり方で、学校全体がいじめというものを意識しながらその発見に努めたということについては、私なりに評価をさせていただきたいとは思っております。

しかしながら、先ほど申し上げたように、それから先の、見つけた後の行動についてはまだまだ課題があるんじゃないかなと私は思っています。そういうところで、いじめ防止対策推進部を廃止する理由というのをここで御答弁願いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ防止対策推進部につきましては、令和5年4月の設置後、いじめ防止の旭川モデルの構築に加えまして、不登校など、児童生徒やその保護者が抱える多様な課題に取り組んでまいりましたが、さらに取組を進める上では関係する部局とのさらなる連

携の必要性が見えてきたところでございます。

こうした課題を踏まえまして、魅力ある都市の市役所としての機能強化と持続可能な行政運営をテーマとして、機能を集約して組織をスリム化させ、機動力を発揮させることを目的に機構改革を検討してきたところでございます。

いじめ防止対策推進部につきましては、いじめ・不登校相談で把握した多様な悩みやその背景にある家庭や養育、子どもの特性等の様々な課題への対応を含めた子どもと保護者に対する支援の充実を図る必要があるものというふうに考えております。現状におきましても、こうした複合的な課題を抱えたお子さんと保護者に対しましては、いじめ防止対策推進部と子育て支援部の両部で支援を行っているケースも多いというふうに伺っております。

このため、家庭や養育の課題への対応につきましては、子育て支援部が所管する養育支援訪問事業や子育て短期支援事業につなげることによる保護者の養育負担の軽減や、不登校の子どもへの支援については、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所との連携により、様々な課題を抱える子どもが安心して過ごせる居場所の確保といったことについて、より一層、連携強化が図られるのではないかというふうに考えております。同一の部となることでこういったことについての部内連携が取りやすい環境になるというふうに期待しておりますことから、より効果的な事業構築ですか、人員体制の充実を図るために、いじめ防止対策推進部の機能をこども・女性・若者未来部に集約、統合しようとするものでございます。

○上野委員 ただいまの答弁で、統合することによって、今まで以上に、さらに、いじめの部分に対しては業務内容が増えていくっていうふうに私には聞こえるんですよ。

この3年間にいじめ防止対策推進部が行った内容というのは、窓口業務から始まって、そして、学校の間に入り、そしてそれを地域まで広げていくっていう、かなり広範囲な仕事をこの部でこなしているわけなんですよね。それにプラス、今回の新たな連携という部分が、今までやっていたにしても、それがさらにまた増えていくのかなと、私はそんな感じがするんですけども、今後の業務について、今までの業務、全て引継ぎをされるのかどうなのか、そのあたりについてちょっと心配があるもんですから、御答弁いただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ防止対策推進部では、いじめ問題の再発防止の徹底を図るため、こども家庭庁の支援もいただきながら、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめ防止対策「旭川モデル」の構築と取組の推進を図ってきたところであり、令和5年度、令和6年度につきましては組織や相談支援の体制構築や地域住民との連携強化の取組を進めてまいりました。

また、令和7年度は、重大事態の再調査結果を踏まえ、精神科医、警察OB等の専門的人材の活用や、いじめ防止・青少年育成サポーターとの連携による不登校児童への体験活動の提供や学習等の支援に取り組んできており、今後も、旭川モデルの着実な推進を図るとともに、市長の2期目の公約でありますフリースクール等への支援の推進ですか、全国の自治体と連携した旭川モデルのさらなる発展の実現に向けた取組を進める考えであるというふうに伺っております。

○上野委員 答弁を聞くと、ますます、たくさん、いっぱい出てきたなという感じがします。

私にとっては、やっぱり大事なのは、今回、特効薬のようにこの部がやった一番の大きなところは、窓口業務が増えて、子どもたちが、いじめというと、そこに電話をかけるだけじゃなくて、保

護者もそこに相談を持ちかけられるっていうのが大きな要素だったと思うんですよね。それが、業務が広がることで薄らいでいくような感じがちょっといたしております。もっとこう、絞った形でやっていいんじゃないかなという感じがしております。

それじゃ、ちょっと具体的になりますが、いじめ対策監について、どのようなお仕事をされるのか、お聞きします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ対策監につきましては、新設のこども・女性・若者未来部に置く担当部長として、いじめ防止対策推進部からの移管となりますいじめ部門とこども家庭センターの機能を所管することとなります。組織の長といたしましてはこども・女性・若者未来部長が担うことになりますけれども、所管の業務についてはいじめ対策監が部長としての権限を持つことになります。

○上野委員 初めてになりますので、これについては注目していきたいと思っております。

それで、人事に関わってもう一つお聞きしたいのは、いじめ防止対策推進部の中に教育委員会から指導主事も含まれてこの中で活動されていたと思うんですよね。この指導主事の働きというのを、私もお話を聞いておりましたけど、かなり、学校現場と保護者の間に入ったり、学校と教育委員会の間に入ったり、様々な仕事に従事していたと思うんですが、彼らの今後の扱いについては、部が変わってもそのまま引き続きされるのかどうなのか、お聞きします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ防止対策推進部には、市長部局と教育委員会が一つのチームとしてそれぞれの専門性を発揮するため、教育委員会の指導主事を併任発令しているところでございます。

人事に関しますことなので、現時点で確定的なことは申し上げられませんけれども、新たな部への移管に当たってもその必要性は変わらないという認識でございます。

○上野委員 この問題については、今後どのようにするか、検討を十分にしていただきたいと思います。

私は、彼らがこの部に所属していなくても、教育委員会に戻っても同じような仕事ができるんじゃないかなというふうに思っております。それは、これから市の考えられることだと思っております。

そういう意味で、教育委員会との連携というのが今までとどのように変わっていくのか、お示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革によりまして、いじめ防止対策推進部が統合されることになりますが、こども・女性・若者未来部のこども安心課がいじめ・不登校相談窓口を所管するとともに、従前どおり、学校、教育委員会と市長部局が一体となっていじめ防止対策「旭川モデル」の着実な推進とさらなる取組の強化を図っていく考えであります。学校現場への支援につきましても、引き続き、学校ヒアリングや緊急支援チームの学校派遣等により、学校が必要とする支援の把握ですとか、学校だけでは対応がし難い事案への適切な対処や重大化の防止、再発防止に向けた支援の強化に努めていくことから、引き続き、教育委員会との連携は今までどおりしっかりと図られるものというふうに認識しております。

○上野委員 そこの連携が、私は、今後ますます必要なかなと。できれば、教育委員会は教育委員会の仕事としていじめ問題にも取り組んでいるわけですから、また最初の話に戻るんですけど

も、こういった特別な市長部局のいじめというよりは、最終的には教育委員会がきちっとその役割を果たすべきだと私は思っております。これは私見でございます。

ここまでまたいろいろ質疑をしてまいりましたが、市長の強い思いで設置したいじめ防止対策推進部、僅か3年で廃止することになったことについては、なかなか納得がいっておりません。改めて、この3年間の実績の重みをどう受け止め、なくすことをどう捉えているのか、お聞かせください。

また、いじめ防止対策推進部を市長部局につくった究極の目標は、旭川からいじめを少なくする、もしくは、なくなる、そういったことが目的であると私は思っています。その点について、まだまだ道半ばと私は考えておりますが、見解をお示しいただいて、私の質疑を終えたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 いじめ防止対策推進部は、委員の御指摘のとおり、本市で起こったいじめ重大事態を踏まえまして、この問題を二度と繰り返さないという市長の強い思いから設置に至ったわけでございます。

この間、学校現場、教育委員会と密に連携を取りながら、いじめ防止の旭川モデルの構築をはじめ、いじめ・不登校専門の相談窓口を設置し、専門職を配置したり、あるいは、電話、手紙、チャットといった様々な相談ツールを活用しながら、いじめの積極的な把握、そして、迅速な初期対応、児童生徒への支援といったことを取り組んできたところでございます。

委員のおっしゃるとおり、いじめ防止対策の究極の目標は、当然、いじめの根絶ということになるわけでありますけれども、そのための道のりはまだ途上ということは我々も把握しているところでございます。この辺は委員の認識と全く同じでございまして、この目標の達成に向けた、今回、一つの手段といたしまして、単独の部という形にあえてこだわらずに、これまでの取組をさらに前進させようという強い思いと使命感を持って今回の機構改革の判断を行ったというふうに受け止めているところでございます。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時23分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○沼崎委員 最後の質疑者となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の補正予算等審査特別委員会では副委員長を拝命いたしました。これは、常任委員会も含めて、私、初めての経験でございまして、大変身の引き締まる思いでおりました。何分、いろいろと無案内でございましたが、高花委員長をはじめ、委員の皆様、議会事務局の皆様、また、理事者の皆様の御尽力によって滞りなく議会運営がなされまして、充実した質疑がされてきたことに感謝申し上げまして、最後の自分の質疑に入らせていただきます。

さて、機構再編というのが、今回、様々、取り上げられて、かなり多くの質疑の対象となっていました。今日もそうでしたし、金曜日にもいろいろと質疑がございました。

そこで、なぜいじめ防止対策推進部と女性活躍推進部が廃止されるのか、もちろん、気になると

ころはそのとおりだと思いました。否定的な意見も様々あったと思いますが、私自身は肯定的な捉え方をしているところでございます。

そもそも、行政機構というのは、固定的なものではなくて、時代の変化に対応した柔軟なものでなければならぬわけです。まちの課題や市民のニーズも、そのとき、そのとき、また、時代に合わせて、社会情勢に合わせて変わってきます。中央省庁を見ても、特に経済産業省なんかはその傾向が強いように感じますけれども、部局の再編というのは非常によくあることでございます。

それと関連して、昨年9月の令和6年第3回定例会での一般質問で、私は人口減少・少子化対策というワンテーマで一般質問を行いました。人口減少・少子化対策というのは、旭川市のみならず、我が国最大の課題であると言っても過言ではありません。経済競争力もそうですし、税収もそう、社会保険料収入もそう、医療や介護の支える側と支えられる側の人口バランスの問題もそう、地方の人口偏在、過疎化とか、そういったものについては、もう全ての根本が人口減少、少子化ということですので、本当に、これが解決すればほとんどの社会課題が解決するんじやないかと言われるぐらいの大きな課題であります。

ただ、これにどのように対応していくかというと、戦前、戦中の「産めよ殖やせよ」といったような子どもの頭数を増やすこと自体が目的化した政策ではなくて、子どもが大切にされて、社会全体で子育てを応援していく環境が整って、子どもを持ちたいと願う人たちの希望がかなう社会になって、あくまでもその結果として少子化に歯止めがかかるということが求められているわけであります。

そうした趣旨で、令和6年第3回定例会では、人口減少対策の指標をどうするのかとか、人工妊娠中絶の現状についてとか、未婚化と結婚支援について、あるいは、社会減対策として、若者の定着、なかんずく女性の雇用と労働環境などを取り上げまして、答弁では、総合政策部、保健所、女性活躍推進部から御答弁をいただきました。さらに、その部の中でも、複数の課にまたがる、あるいは係にまたがるテーマも多々あったかと思います。

そのため、その日の最後の質問で、市長に対し、このように伺いました。人口減少対策、少子化対策というのは、部局横断的な政策であり、国においては、かつては少子化対策担当大臣が置かれ、現在はこども政策担当大臣にその職務が引き継がれています、市においてはどうなのか、旭川市の人減少・少子化対策の責任者について、形式的には市長が市の全ての業務の最終責任者かもしれません、各部局にまたがって政策を俯瞰する立場として、例えば、副市長の一人を担当に任命するなどは考えられないでしょうかと。これに対して、今津市長からは、各部局が連携して横断的な取組を進めることが必要であるという認識をお示しいただき、担当副市長を設けるというよりは、市長と3人の副市長が心をしっかりと一つにして市役所全体で取り組んでいきたい、そういう御答弁をいただきております。

そういうやり取りが、1年以上前ですが、あったものですから、今回の機構改革によって、こども・女性・若者未来部ができたこと、そして、金曜日の質疑でも答弁があったように、機構改革により、より一層、連携が進むということでしたので、まずはこの流れを歓迎し、大きく期待しています。

そこでまず、伺います。

こども・女性・若者未来部新設に当たり、人口減少・少子化問題についてどのように考えている

のか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 これまで、人口減少・少子化対策、特に若者の流出防止に関わることにつきましては、施策が各部局に分散し、担当部局が不明確ということがありましたので、今回、こども・女性・若者未来部の分掌事務として若者に関することというものを定めたところでございます。

全ての施策を集約することが効率的とは限りませんので、各部局で実施していたものにつきましては引き続き行うこととなると思いますけれども、全体を総括し、若者という横串でそれらの施策を俯瞰することは非常に有意義であるというふうに期待しているところでございます。

○沼崎委員 行政の縦割りを乗り越えて、若者というワードを横串にすることで、より一層、シームレスな対応を図るということだと思いました。これは非常に重要なことで、よく決断されたなど評価をしたいと思います。

女性活躍推進部がなくなるから女性活躍に後ろ向きだとか、いじめ防止対策推進部がなくなるからいじめ対策が後退するとか、そういうことはないだろうというふうに私は思います。国においても、運輸省と建設省がなくなって国土交通省になりましたけど、運輸や建設がおろそかになったでしょうか。厚生省と労働省がなくなって、医療政策や労働政策、福祉政策、後ろ向きになったでしょうか。文部省と科学技術庁がなくなって文部科学省ができましたが、教育や科学技術がそれ以前よりも軽んじられるようになったでしょうか。そんなことはないだろうと思います。

行政のシームレス化は、2023年に発足したこども家庭庁をつくった理由ということでもあります。2018年に議員立法で成立した成育基本法に子どものための行政組織の見直しということが附則に明記されたことが法的位置づけの第一歩でしたが、これも、先ほどは若者を横串にということでしたが、この場合、子どもを横串にして、行政の縦割り、国、都道府県、市区町村の横割り、さらに、子どもの年齢によって受けられるサービスや適用される法律が変わることで混乱もある年代割、こういったものを乗り越えて、子どもたちを中心に置いた社会へというコンセプトでした。まさに、今、こども家庭庁が掲げているこどもまんなかというものです。

もともと、厚生労働省に子ども家庭局という部署があって、児童養護に尽力した塩崎恭久さんが厚生労働大臣のとき、肝煎りで設置された部局ですが、漢字の「子」に平仮名の「ども」で子ども家庭局でした。そういう名前の部局があったわけですから、最初は同じ表記で子ども家庭庁をつくろうという運動だったんですけど、設置に向けた会議で、2021年3月2日だったと記憶しておりますが、虐待サバイバーの方から、ヒアリングを行った際、家庭が安住の場ではない子どももいる、子どもと家庭はセットではない、子ども中心というなら家庭を取ってほしいと要望がありまして、その場にいた多くの国会議員が賛同して、さらに、表記も子どもが読めるように平仮名にしようということになって、この日から、創設を目指す新省庁の名称が平仮名の「こども」でこども庁というふうになりました。

そのこども庁をつくろうという計画がどんどん具体化するにつれて、いろいろな意見が寄せられるようになって、また家庭が復活して、こども家庭庁になったんですが、名称にこだわって設立が遅れるようなことはあってはならない、元も子もないと。名を捨てて実を取ったと言えば言い過ぎかもしれませんが、このあたりの経緯について話すと非常に長くなるし、本日の質疑の趣旨とは無関係なので、御関心のある方は飲みにでも誘ってください。

こども家庭庁は、厚生労働省子ども家庭局と内閣府子ども・子育て本部の統合がメインですが、障害児を育てる保護者の方から、ヒアリングを行った際、うちの子どもは障害者として大人と一緒にされている、様々な制度も窓口も成長、発達という子ども特有の事情に合っていない面もある、どうか、うちの子を子どもとして扱ってほしいという声が寄せられて、そういう声に応えて、それまで厚生労働省社会・援護局で所管していた障害児に関わる部分も統合することになりました。

当初は、実は、文部科学省初等中等教育局も統合したいっていう計画だったんですけども、文部科学省があまり乗り気じゃなくて、それどころか、文部科学省の下にこども家庭庁をつくるべきだなんて話も水面下で出てきたんですけども、ただ、その計画は、こども家庭庁を所管するのであれば、医療費や児童手当などの給付行政が必要ですけど、あまり給付行政の御経験がないんじゃないですかという、そういう反論の前についえました。個人的には、将来的に文部科学省初等中等教育局も統合して子ども省になることを期待しております。

先ほどの障害児の所管の件に関連して、金曜日に、笠井まなみ委員から障害児に関わる部局はこども・女性・若者未来部で所管しないのかという質疑もございました。そもそも検討した上で現在の形になったわけですが、機構再編というのは、あくまでも完全ということではなくて、しっかりと、そのとき、そのときの事情に合わせて今後も検討していくという御答弁がありました。常に、完成はなく、その時々でのベストを求めていく姿勢こそが大切なのだと思います。これは、市長部局や教育委員会だけではなく、我々議会もそうなんだろうと思っております。

さて、次に伺います。

部局の統合により連携がスムーズになったということで、予算要求も一体的に行うことになるのでしょうか。これまで、部局間の谷間で手を出しづらかった政策もカバーできるようになり、予算案作成においても新たな知見が生まれるのではないかと期待しております。

新年度予算の要求をどのように行うのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 この条例の施行日が令和8年4月1日ということですので、原則的には令和8年度の予算要求につきましてはそれぞれの部局から行うことになる、それを集約するという形が、4月以降、取られることになると思いますけれども、今議会において議決をいただきました場合には新体制を意識した業務構築というものが想定されますし、また、来年度以降の予算要求においては、これまでの部の垣根を越えた自由度の高い発想による事業によって有機的な連携効果も期待できるものというふうに考えております。

○沼崎委員 来年度予算については従来の部局からの要求を集約するということでしたが、新体制発足後は新たな効果が期待できるということでした。こちらも期待しております。

続けて、伺います。

いじめ防止対策推進部は、いじめ対策の旭川モデルの実践に当たる部局として設立され、これまで表に出なかったと思われるようないじめ事案が把握され、認知件数も伸びておりますので、対策が取られるようになったなど、成果を上げていると伺っております。

この旭川モデルの特徴の一つとして、いじめ防止対策推進部は、市長部局にありながら、教育委員会との併任職員もいて、市長部局と教育委員会との情報共有その他、連携強化に努めているということでした。

今回の機構改革によって、これまで子育て支援部や女性活躍推進部が担っていた分野について

も、教育委員会との連携がよりよく取られるようになるのかが気になるところであります。例えば、子育て支援部所管の私の未来プロジェクトと教育委員会所管の学校における性教育について、重複する内容がないか、本年6月の第2回定例会一般質問で伺ったところ、学校教育部のほうから、それぞれのよさを生かしながら、内容が重複しないよう、各部局が連携しながら検討を進めていく、そういう答弁をいただいております。そのほかにも、性教育、プレコンセプションケア、男女共同参画やジェンダー平等といったこと、また、学齢期の子が対象者であるHPVワクチンに対する科学的に正しい知識の啓発など、子どもや若者の健康教育に関わることなどで、様々な部局が教育委員会との連携強化、特に、今回一緒になる子育て支援部、強化されるのであれば、それは大変すばらしいことなんだろうというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 委員が御指摘のとおり、いじめ防止対策推進部につきましては、教育委員会と一体となっていじめ防止対策を進めてきたところでございます。当然ながら、現在の子育て支援部等とも必要に応じて連携を図ってきたものというふうに認識しておりますが、これまでの中で構築してきました教育委員会との連絡体制が、今後も引き続き共有されることが期待されているところでございます。

さらには、これまで各部が築き上げてきました関係団体とのネットワークですとか人脈などについても、部が一つになる、統一部局になることによって共有されてさらなるシナジー効果を生み出す、こういったようなことも期待しているところでございます。

○沼崎委員 部局統合による様々なさらなるシナジー効果を生み出すということが期待されるということで、いろいろと先ほども申し上げましたようなところで進展が見られるのではないだろうかと期待をしているところです。

続いて、伺います。

本年3月に旭川市こども計画が策定されました。これは、こども基本法に基づくもので、国において閣議決定された政府全体の子ども施策の基本的な方針であるこども大綱を勘案して、都道府県と市町村においても策定が努力義務とされているものです。

こども大綱は、これまで別々に作成、推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律、この3つの法律に基づく、3つの大綱がそれぞれの法律ごとにこれまでつくられてきたんですが、こども基本法によって子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるということになったものです。

旭川市こども計画においても、2029年度までの5年間の計画としていろいろと具体的な方針が定められていて、これは、本当に非常に重要な計画であるというふうに感じております。この旭川市こども計画の所管は今まで子育て支援部ということでしたが、今回の機構再編に伴ってこども・若者・女性未来部にこちらも集約されるんだろうというふうに思います。

そこで、伺います。

今回の機構再編によって旭川市こども計画の実効性の中にいろいろ書いてある施策がより実効的になるんじやないか、そういうことを期待しているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ただいま委員が御指摘のとおり、旭川市こども計画につき

ましては、こども・女性・若者未来部の所管となりますけれども、同計画におきましては、こども基本法の定義を踏まえまして、青年期についてはおおむね30歳未満、施策の内容によっては40歳未満のポスト青年期の方まで、いわゆる若者とされる方を含んでおりますので、今回の機構改革によって、より実効性が高まり、取組が充実すると見込んでいるところでございます。

○沼崎委員 より充実した取組が見込まれるということでございました。

こども計画を実行していく上では、今回統合する部局以外の教育委員会であるとか保健所であるとか、そのほか生活支援とか就労支援に関わる部局、さらには、旭川市じゃなくて、現在、道が所管しておりますが、児童相談所など、いろんなところとの連携ということも必要になってくる計画なわけですけれども、そうした部分での進展も、大きな部局になって、数のメリットといいますか、スケールメリット、できることによっていろいろと進んでいくということを期待しております。

続いて、若者というワードも今回入っております。若者支援についてお伺いしたいと思います。

新しい部局名で、若者支援というと、イメージでは、進学や就職であるとか、就労後のキャリア形成、結婚や子育てといったいろいろと幅広いテーマが含まれるように思われるんですけども、今回の機構改編に当たって若者という文言に込めた意味をお聞かせください。

○浅利行財政改革推進部長 まず、部局名に若者というふうに入れた点につきましては、先ほど来、課長からも答弁がありましたとおり、そもそも、子どもの概念には、法令上においても、あるいは市の計画においても若者というものが含まれているところでありまして、これまでも、子育て支援部をはじめ、各部局において若者に関する施策というものに取り組んできたわけであります。

こうした中で、部局名に若者という言葉をあえて入れたところには、これから本市を担う若者が生き生きと暮らせるようなまちにしなければならないという、今津市長の、強い、そして、将来に向かった思いというものを酌んだものになっているわけであります。

ちょっと話はずれるかもしれませんけど、私は、生まれは実は旭川ではないんですが、小学校のときに旭川に来て、高校を卒業するまで旭川にいた、大学で本州に行きましたが、結果、やはりこのまちに住みたいということで戻ってきた者であります。

そういう意味では、このまちに住みたいとか、このまちで仕事をしたい、たまたま入ったのが市役所でございますので、市民のために何かをしたいという気持ちがあったので、私、ここに今いるわけでありますけれども、先週、誕生日を迎えまして、もう若者から程遠くなりましたけれども、若者を卒業した人間のやはり責務というのが、きっと、これから若者たちを育てること、守っていくこと、そして、何ていうんでしょう、育てていくことが責務なのではないかなというふうに思うわけでございまして、結果、役所としていろんな施策をやっておりますけれども、そういう中で、経済の発展とかいろんなことがありますけれども、結果として、市民がここに住んでいてよかったです、安心できるということを目指すのがまちづくりというものだと思いますので、それらを今後つかさどっていくのがまさに若者、地元に住んでいる若者ということになるんじゃないかなというふうに思います。

で、若者に対する施策につきましても、これから予算編成ということで、具体的なお話を申し上げることはできませんけれども、新たに若者を取り扱う部局が、その名のとおりできるわけなので、やはり、そこが中心となって、リーダーシップを取って、全体の横串となって俯瞰をしていっ

て、政策というものをどんどん、どんどん充実させることができ、結果、旭川の将来をいいものにしていくのではないかというふうに考えております。

○沼崎委員 今、部長から大変熱い思いを語っていただきまして、本当に全くそのとおりだなという意図で聞いておりました。

私も、この間、43歳になりました、平均寿命とかを考えると、そろそろ人生折り返し地点かなというところですけれども、そうした中で、自分は、もう、多分、あと、どんなに頑張っても、100歳まで生きる人もいますけど、元気でまちを歩いていろいろできるのはあと40年ぐらいかなと思うわけですけれども、やっぱり、近所を歩いている幼稚園の子とか小学生の子を見ると、いやあ、この子たちは、まだ60年、70年、未来があるんだなと。その頃の旭川を自分は見ることができないけれども、この子たちは、見るどころか、まさに生活者としてそういう場を過ごしていくんだなという思いであります。そういう中で、やっぱり、そういった次世代を継ぐ若い人たち、あるいは、子どもたちが希望を持って過ごしていけるまちにしなければいけないというふうに思っております。今の部長の熱い思いを聞いて、非常に希望が持てるような思いになりました。

具体的な施策というのは、予算要望がこれからあるということで、まだまだちょっと具体的に言えないところもあるということでしたけれども、若者という横串を刺すということで行政の縦割りを乗り越えた取組が進展していくのだと受け止めました。就学前か後かとか、あるいは、18歳になったか20歳になったかでぶつりと切るのではなくて、成長、発達の過程にある方々を切れ目なく支えていこう、そういう意図が今回の機構再編にあるのだというふうに思いました。

そういえば、若者というワードといえば、さっきも少し触れたこども家庭庁創設に向けて動いていたとき、最初に立ち上げたのが国会議員有志の勉強会で、その名前がChildren Firstの子ども行政のあり方勉強会というものでしたが、そこで取りまとめた第1次提言書を当時の菅義偉総理のところに持つていって、こども家庭庁をつくってくれという話をしたときに、菅総理がまずは党内で議論を深めてほしいと当時の二階俊博幹事長にその場で指示を出して、総裁直属機関として立ち上がったのが「こども・若者」輝く未来創造本部という会議体でした。若者とか未来とかが入っている点に何か御縁を感じるところであります。新部局が期待した成果を上げられるように、議会の立場からも応援していきたいというふうに思っております。

最後に、ちょっと個人の感想のようなものを申し上げますが、今回の特別委員会では機構改革について非常に多くの質疑がありました。議会としての関心も高いということだと思います。これは、市長部局や教育委員会が、財政事情も厳しい中で、いかに効率化を図り、市民のために最良の体制を構築するのか、時代に合わせた変化に挑戦していることだというふうに受け止めております。部長ポストも減るということで、やはり、痛みも伴う身を切る改革だったのではないかと拝察いたします。

そして、これは、何度も、様々な、私以外のいろいろな方からの質疑でも答弁があったように、機構改革に完成というものはなくて、これからも不断の見直しを図っていくというふうに聞いておりました。

翻って、私たち議会はどうなのかということを、ちょっと、私はお話を聞きながら考えておりました。議会も、市民の税金で運営される市民のための会議体であります。かつて、旭川市議会は、人口1万人に議員1人という考え方から、36人の定数を34人に削減しました。今や、旭川市の人

口は32万人を切っています。これからどうするのかと。私個人としては、人口1万人に議員1人という考えが必ずしも常に妥当するとは思いません。その時々の状況によって、いろいろと、社会経済情勢も含めて、特に市民の声を聞きながら考えていくことだと思いますが、この市民の声ですね。議員全員が本当に市民のために全力で頑張って期待に応えてくれていると市民が感じてくれているのなら今のままでも何も問題ないと思うんですが、果たして市民はどう考えているんだろうか、自分はどう見えているんだろうかと非常に思います。

かつて、広島県安芸高田市では、市長が議員定数削減条例案を議会に提出した際、定数削減は議会軽視であるという批判がありました。それに対し、当時の市長がこのように答えていました。議会軽視というならば、居眠りをする、一般質問をしない、説明責任を果たさない、これこそ議会軽視の最たるもので、恥を知れ、恥をと。もし旭川市議会で同じ発言がされた場合、胸を張って、自信を持って反論できるようではなくてはならないなど自分に言い聞かせているところでございます。

機構改革が議案に上る上で抱いた感想でした。

以上で、私の質疑を終わります。

○高花委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 他に御質疑がなければ、以上で、本特別委員会に付託を受けております議案第2号ないし議案第39号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上38件に対する質疑は、全て終了いたしました。

したがいまして、これより本特別委員会としての結論の取りまとめに入る運びとなるわけであります、結論の取りまとめと議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の案の作成につきましては、代表者会議で執り行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後4時20分

○高花委員長 再開いたします。

本特別委員会に付託を受けております各号議案38件につきましては、先ほどまでの委員会で全ての質疑を終了し、その後、本特別委員会としての結論の取りまとめを行うため、各会派1名による代表者会議で意見の調整を図ってまいったわけであります。

代表者会議における取りまとめの経過につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、その説明は省略させていただき、結果のみについて御報告申し上げたいと思います。

すなわち、代表者会議における取りまとめの結果につきましては、議案第2号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第39号の以上37件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第12号につきましては、意見の一致を見るに至らなかったところであります。

これより、討論に入ります。

発言の申出がありますので、順次、発言を許します。

○高橋紀博委員 議案第12号に対して、反対の立場で討論いたします。

以下、簡潔に理由を述べます。

今回の機構改革で女性活躍推進部がなくなり、こども・女性・若者未来部に統合されることについて反対いたします。

そもそも、旭川市においては、市民部婦人青少年室に始まり、その後、女性と子どもは一緒ではないという考え方から生活交流部青少年課と生活交流部女性政策課に分けられました。さらに、男女共同参画を進める過程で生活交流部男女共同参画推進課となり、市制100年・女性活躍推進担当を経て、令和5年、今津市長の思いの下、女性活躍推進部が設置されました。そのことにより、ジェンダー平等政策の本質である女性を一人の人間として認められるようになるということに多くの市民が期待を持ちました。

今回、これらの経緯に逆行し、子どもと同じ課に戻すことに関しては、ジェンダー平等政策の後退だと市民から怒りとも思える失望の声が上げられています。

市からは、ためらわずに見直すとの答弁がありましたが、現段階で立ち止まるべきと考え、反対いたします。

以上です。

○駒木委員 公明党を代表し、議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

議案第12号に提案されている機構改革案については、子どもから若者、そして多様な立場の市民を切れ目なく支える体制を構築するための重要な一歩であり、その方向性については評価し、本議案に賛成するものあります。

特に、新たに設置されることのこども・女性・若者未来部は、子育て支援、いじめ防止対策、若者支援、男女共同参画など、これまで個別に担ってきた施策を一体的に進めることにより、伴走型で実効性の高い支援につながる可能性を有していると考えます。

質疑を通じて、市長が掲げる、市民にとって使いやすく、職員にとって働きやすい、持続可能な行政運営という思いが、いわゆる今回の機構改革案に込められていることも確認できました。部局間の壁を越え、縦と横の連携を強化する狙いは、現代の複雑化、多様化する課題に対応する上で不可欠であり、その第一歩として評価できるものと考えます。

一方で、新部局の名称であるこども・女性・若者未来部については、今後の検討の余地があると考えます。女性活躍推進部が担ってきた理念は、男女共同参画の推進であり、性別を問わず、誰もが活躍できる社会の実現であります。しかし、市民目線では、女性という表現が対象を限定して受け取られる可能性も否定できません。今後の運営状況や市民の受け止めを踏まえ、より誤解のない開かれた名称の在り方について積極的に検討していくべきと考えます。必要があれば、名称の見直しも含めて検討することをここで強く求めておきます。

今後の課題は残されておりますが、まずは、新体制を着実に動かし、現場の声を丁寧に拾い上げながら改善を重ねていくことが重要であります。

今回提案されている機構改革案が実効性あるものとなり、旭川市が次世代に誇れる行政運営を進めていくことを期待し、議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成討論といたします。

○高花委員長 以上で、発言の申出による討論は終了いたしました。

他に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 他に御発言がなければ、討論終結と認め、これより採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第12号の旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○高花委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第39号の以上37件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高花委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの委員会の決定に基づき、議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の作成に取りかかる運びとなるわけでありますが、あらかじめ、その文案を作成しております。

議長宛て審査報告書の文案につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、配付につきましては省略させていただき、委員長口頭報告のみ議会事務局から朗読いたします。

○林上議会事務局次長 補正予算等審査特別委員会委員長口頭報告案を朗読いたします。

本特別委員会に付託を受けておりました議案第2号ないし議案第39号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上38件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過でありますが、本特別委員会は、12月11日から15日までの間、委員会を3回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、付託議案に対する質疑のみをまず先に行い、さらに、一切の質疑が終了した後、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいりました次第であります。

審査過程における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第12号の旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、民主・市民連合の高橋紀博委員から反対である旨の、公明党の駒木委員から賛成である旨の討論が

あつた後、採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第2号ないし議案第11号及び議案第13号ないし議案第39号の以上37件につきましては、いずれも全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○高花委員長 それでは、議長宛て審査報告書と、ただいま議会事務局次長が朗読いたしました委員長口頭報告につきましては、そのとおり報告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高花委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、本特別委員会の議事は、全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、本特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分